

2015 年度
自 己 点 検 評 価 書

2015 年 6 月

静岡英和学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・	6
基準 1 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
基準 2 学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
基準 3 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
基準 4 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
基準 A ボランティア活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
V. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	70
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	71

I. 静岡英和学院大学短期大学部の建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色等

静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」）は、「愛と奉仕の実践」を建学の精神としている。これは、設立母体である「静岡女学校」（明治20(1887)年設立の静岡県最初の女子教育機関）の創立以来の学院聖句「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また隣人を自分のように愛しなさい。」（「ルカによる福音書」10章27節）という教えに由来している。その学院聖句の「隣人を自分のように愛する」という教えから、本学の前身である静岡英和女学院短期大学が昭和41(1966)年開設された時に、大学聖句「愛の実践を伴う信仰こそ大切です。」（「ガラテヤの信徒への手紙」5章6節）を制定し、それを初代学長の松本卓夫が「愛と奉仕の実践」という凝縮した言葉にしたものが本学の「建学の精神」となった。

本学は学則に「本学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」と定め、また各学科の教育目的として、現代コミュニケーション学科では、「人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する。」、食物学科では、「栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する。」と具体的に規定している。

本学の特色は、本学が4年制大学と短期大学部に改組転換した折に、時の学長大曾根良衛が示した4つのU I（University Identity）で表わすことができる。

- ① キリスト教精神に基づく人間教育
 - ② 小規模ながら個性をもった大学
 - ③ 地域社会に貢献する大学
 - ④ 学問研究・教育の一体化
- ① は、クリスチャンスクールとしての宗教活動や宗教教育であり、具体的には、入学直後に実施される「始業礼拝」「スチューデント・リトリート」、毎週水曜日に行われる「チャペル・アッセンブリー・アワー」、11月の「創立記念礼拝」、12月に行われる「クリスマス礼拝」、3月の「卒業礼拝」、ボランティア活動、さらにカリキュラムにおけるキリスト教関連授業などが挙げられる。
 - ② については、小規模大学であることを最大限に生かし、伝統的に学生と教員の距離が近いという特色が挙げられる。また少人数であるがゆえに、教員間で一人一人の学生についての情報が共有されており、入学直後の履修指導に始まり、出席状況など学生生活一般から就職指導まで、学生一人ひとりにふさわしい指導を可能としている。
 - ③ については、短期大学部は焼津信用金庫と産学協定を結び、地域の企業との連携の中で、学生の実践力の強化や地域産物を生かした商品開発などに取り組んでいる。また静岡大学との単位互換協定を生かして、地域に貢献する人材育成に取り組んでいる。さらに毎年実施されている公開講座のほか、教員が地域課題解決のための活動を行っている。また、学内に設置したボランティアセンターを中心に、学生が地域に向けてのボランティア活動を実践している。

- ④ 現代コミュニケーション学科は、教員が、学科の教育目的に基づき諸学問領域の関連性に留意して教育活動に携わりつつ、各自の研究成果を「紀要」や学会誌等に発表している。各教員の専門性をもとにした講義と演習ゼミ、またインターンシップ等の教育活動とは連動しており、個々の学生の様々なニーズに対応した専門性の獲得を目指すことができるようになっている。食物学科においても、各教員の専門性をもとにした研究成果の発表に加え、学科の特色である栄養士の活躍する現場を熟知している教員も多く、理論面と実践面とを兼備した研究成果を学生への教育に反映することで、研究と教育の質をレベルアップしながら学生のニーズに対応できるようになっている。

Ⅱ 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の淵源である静岡女学校は、明治20(1887)年11月26日、静岡市西草深の地に創立された。静岡英和学院大学短期大学部の現在に至る沿革を、以下に列記する。

明治20(1887)年	静岡女学校を静岡市西草深に創立
明治36(1903)年	静岡英和女学校と校名を改称
昭和16(1941)年	静岡高等女学校として改組
昭和20(1945)年	静岡大空襲で校舎全焼
昭和22(1947)年	静岡英和女学院中学校発足
昭和23(1948)年	静岡英和女学院高等学校発足
昭和25(1950)年	学校法人静岡英和女学院に改組
昭和41(1966)年	静岡英和女学院短期大学を静岡市池田山に開学（英文科・国文科） 教員養成課程認定
昭和44(1969)年	栄養士養成施設の認可 英文科・国文科を英文学科・国文学科と改称 食物学科開設
昭和47(1972)年	専攻科英文学専攻、専攻科国文学専攻を開設
平成2(1990)年	国際教養学科開設
平成13(2001)年	英文学科・国文学科・国際教養学科募集停止 静岡英和学院大学人間社会学部設置認可 静岡英和学院大学人間社会学部人間社会学科編入学認可
平成14(2002)年	静岡英和学院大学 指定保育士養成施設認可 静岡英和学院大学開学（人間社会学部） 静岡英和女学院短期大学を静岡英和学院大学短期大学部に校名変更 短期大学部に現代コミュニケーション学科を新設
平成15(2003)年	英文学科・国文学科・国際教養学科を廃止 静岡英和学院大学 教員免許課程認定 人間社会学科[中学校教諭1種免許状（国語、英語）] [高等学校教諭1種免許状（国語、英語、公民）] 地域福祉学科[高等学校教諭1種免許状（福祉）]
平成19(2007)年	静岡英和学院大学 教員免許課程認定 地域福祉学科[幼稚園教諭1種免許状]
平成23(2011)年	静岡英和学院大学「地域福祉学科」を「コミュニティ福祉学科」に名称変更 静岡英和学院大学短期大学部 男女共学化

静岡英和学院大学短期大学部

2. 本学の現況

【大学名】

静岡英和学院大学短期大学部

【所在地】

静岡県静岡市駿河区池田 1769

短期大学部、人間社会学部

【学部の構成】

現代コミュニケーション学科

食物学科

【学生数、教員数、職員数】（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）

（学生数）

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数		
				1 年次	2 年次	計
短期大学部	現代コミュニケーション学科	100	200	84	87	171
	食物学科	80	160	84	78	162
短期大学部 計		180	360	168	165	333

併設校 静岡英和学院大学

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数				
				1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
人間社会 学部	人間社会 学科	130	540	120	76	83	114	393
	コミュニ ティ福祉 学科	120	480	64	78	66	72	280
大学 計		250	1020	184	154	149	186	673

静岡英和学院大学短期大学部

(教員数)

学 部	専 任 教 員 数				
短期大学部	教授	准教授	講師	助手	計
	7	4	3	3	17

併設校 静岡英和学院大学

学 部	専 任 教 員 数				
人間社会 学部	教授	准教授	講師	助手	計
	18	13	3	1	35

(職員数)

	事務局	法人事務局	計
正職員	22	6	28
非常勤職員	12	0	12
派遣職員	4	0	4
計	38	6	44

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

静岡英和学院大学短期大学部はキリスト教信仰とキリスト教主義精神によって設立された大学である。「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」（ルカによる福音書 10 章 27 節）との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」（ガラテヤの信徒への手紙 5 章 6 節）との大学聖句に体现される本学の建学の精神は、スクール・モットーである「愛と奉仕の実践」に集約される。大学としての教育研究を支える本学の基本理念である、自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神もまた、「愛と奉仕の実践」を本学における大学教育活動に即して具体的に明確化したものに他ならない。

本学の建学の精神は、静岡英和学院大学短期大学部学則第 1 条に、「静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」と大学における教育・研究の根幹をなすものとして規定されている。また、大学要覧、大学ウェブサイト、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」、「履修要項・講義内容」、広報資料等には学院聖句・大学聖句が明記され、入学式、卒業式、始業礼拝、創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝など諸行事、また、毎週水曜日に開かれるチャペル・アッセンブリー・アワーにおいて、学長から、あるいは、理事長、宗教主任、同窓会長、後援会長から繰り返し説かれている。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

学院聖句・大学聖句、及びスクール・モットー「愛と奉仕の実践」が、建学の精神の簡潔な文章化といえる。また、大学公式ウェブサイトでは、「本学はキリスト教信仰を土台としていますから、『愛と奉仕の実践』を教育・学問の根本としています。したがって、学内には愛が充ちています。友人との交わり、教職員との交わりの中で、皆さんはそれを実感するでしょう」との「学長あいさつ」が掲げられ、本学の教育・学問の根幹にあるものとして、建学の精神を広く伝えている。【資料 1-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 静岡英和学院大学短期大学部 学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】 静岡英和学院大学短期大学部 大学要覧

【資料 1-1-3】 大学ウェブサイト <http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/>

【資料 1-1-4】 CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】 履修要項・講義内容（2015）【資料 F-6】と同じ

【資料 1-1-6】 大学ウェブサイト 学長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/gaiyo/aisatsu.html>

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神、大学としての使命・目的について、「愛と奉仕の実践」というスクール・モットーに集約する形で、教育研究活動に一貫する人格陶冶の重要性をアピールしており、今後とも、時代を超えて普遍的である価値の尊さを表明し続けていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

≪1-2 の視点≫

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学生に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』には、「静岡英和学院大学短期大学部学則」第 1 条が明示されている。

「第 1 条 静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」

この学則第 1 条は、本学の建学の精神が、大学教育に果たす重要性を述べ、育成する学生像を提示したものである。「愛と奉仕の実践」という建学の精神は、自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神の確立という大学としての基本理念に継承され、具体的には、現代コミュニケーション学科と食物学科の教育研究活動によってその使命・目的が体現される。本学の「使命・目的」は、「静岡英和学院大学短期大学部学則」第 3 条に規定され、これも「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に明示されている。

「第 3 条 本学の学科は、次のとおりとする。

(1) 現代コミュニケーション学科

(2) 食物学科

2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 現代コミュニケーション学科

人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する。

(2) 食物学科

栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する。」

大学公式ウェブサイトでは、「学部長あいさつ」として、本学の学科が次のように説明されている。

「現代コミュニケーション学科」では、現代社会に必要なビジネス・コミュニケーション能力を養いながら、6ユニットの編成で様々な資格取得に向け、学生のニーズに対応できるキャリア教育を実践しています。また、1年、2年とも少人数編成のゼミで、きめ細かく学生に対応しています。

「食物学科」では、食品・栄養・調理を基礎から学び、実践的なカリキュラムで“食のスペシャリスト”をめざしています。卒業と同時に栄養士免許が取得できるほか2009年度からは「フードスペシャリスト」と「フードサイエンティスト」の資格取得カリキュラムも加わりました。両学科とも、教養教育と実務教育とのバランスを保ち、専門学校とは明確に一線を画しており、卒業時には「短期大学士」の学位が授与されます。

【資料 1-2-1】

1-2-② 法令への適合

静岡英和女学院の寄附行為第3条では「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、静岡英和学院大学短期大学部学則第1条においても、「静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」と定めており、学校教育法第83条に定める大学の目的に適合している。

【資料 1-2-2】

1-2-③ 変化への適合

平成14(2002)年度に現代コミュニケーション学科、食物学科の2学科で短期大学部が創設されて以来、学科構成の見直しや定員の見直しは行っていない。現代コミュニケーション学科は定員が充足されない年度が続いているが、それでも8割以上の定員を確保している。この状態で入学定員を80名に減員しても、必要な教員数には変わりがなく、減員のメリットが少ないからである。

カリキュラム等についての見直しは、各学科や各委員会において、継続的に行われている。

学生生活に関わるものや、入試制度など、静岡英和学院大学人間社会学部との調整が必要な問題については、大学・短期大学部合同の委員会によって見直しが行われている。

短期大学部については、平成 24(2012)～平成 26(2014) 年度に、三重大学を幹事校とする「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に加わり、産業界との意見交換から、カリキュラムの見直し、教育方法の改善等を行った。

その他、各学科、各委員会において、課題の整理や日常活動の見直しは常に行われている。その結果は教授会において報告され、必要な場合には協議が行われている。自己点検評価実施委員会は教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、『静岡英和学院大学短期大学部自己点検評価報告書』を作成している。

大学経営会議、大学評議会、教授会が連携して諸課題に取り組み、教授会を支える両学科会・各委員会も様々な変化に対応する、教育活動の不断の点検がなされて教授会報告がなされている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】静岡英和学院大学短期大学部 学則【資料 F-3】【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-2】静岡英和女学院 寄附行為【資料 F-1】と同じ

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は関係法令に適合している。特に、平成 27(2015)年 4 月施行の学校教育法改正に対応する学内規則の改正を機に、総点検がなされて、適切に運用されている。不変の使命・目的を果たすべく、様々な変化する社会情勢や社会的要請にも適切に対応できるような、実践への努力を続けていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の継承と浸透を図るために、理事会、評議員会、常任理事会、大学評議会、教授会では、祈祷を以て開会し、黙祷を以て閉会している。また、学生に対しては、毎週水曜日の 10:30～11:00 をチャペル・アセンブリー・アワーとして 1 年生全員の必修とし、学生・教職員が宗教主任の主宰の下に、現代の諸課題を考え、聖書を読み、沈思し、祈って、建学の精神に思いを致す時間を共有している。始業礼拝・創立記念礼拝・クリスマス礼拝・卒業礼拝も学生・教職員が「愛と奉仕の実践」に思いを致す機会である。卒業

礼拝終了後には、卒業する学生を祝福していただいたゲストを講師に、教職員研修会も実施している。【資料 1-3-1a】

なお、新任教職員に対しては、建学の精神、使命と目的について、オリエンテーションが行われ、理解と周知が図られている。【資料 1-3-2】

学則をはじめとする基本的な規程の改正については、各委員会・部署で検討され、教授会、評議会で審議され、学長が決定する仕組みとなっている。職員においても、課(室)長会議によって周知されており、教職員の理解と支持を得る体制が整っている。改定した規程については、理事会・評議員会において審議・報告がなされ、役員の理解と支持が得られている。

1-3-② 学内外への周知

建学の精神は、『大学要覧』『大学案内』『入試要項・講義内容』『履修要項』『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』など冊子に、また、大学ウェブサイトにも、学院聖句・大学聖句・3つのポリシー・各教科の教育方針の提示を掲げて明示している。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】

新入生には、入学式、始業礼拝、オリエンテーション、スチューデント・リトリートにおける礼拝・主題講演等を通して、建学の精神、及び本学の使命・目的を説いている。在学生には、新年度のオリエンテーション、始業礼拝を通して、建学の精神、及び本学の使命・目的を再確認させている。上記の使命・目的は、また学科のカリキュラム編成に具現化している。短期大学部のカリキュラム編成においては、両学科共通の基礎教育科目において、「キリスト教学入門」(1年前期)と「キリスト教と現代」(1年後期)を必修としている。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】

学院全体の広報誌『Maple 通信』、大学の広報誌『EIWA UNIVERSE』、大学同窓会誌『楓』も、本学の建学の精神・大学の使命・目的を改めて心に受けとめる媒体となっている。【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

1-3-③ 中期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

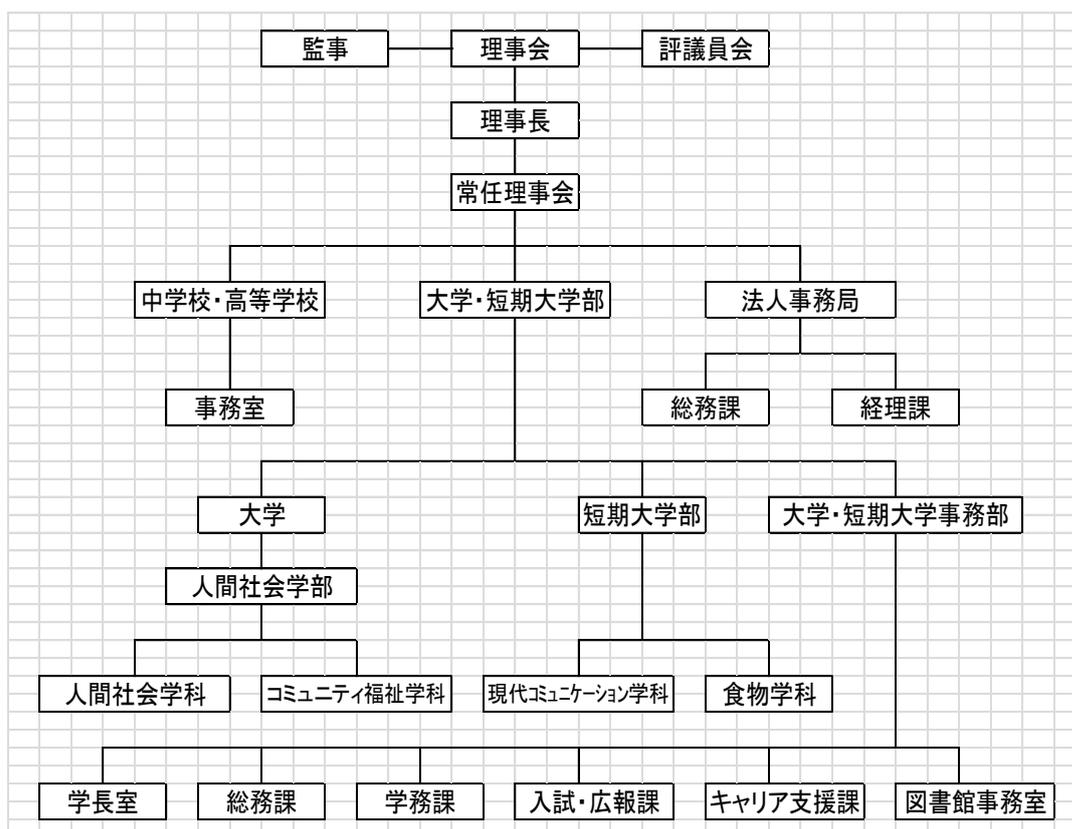
開学して完成年度を終えて迎えた、学生確保の困難という問題を打開するために、平成 21 (2009) 年度に平成 22 (2010) 年度～平成 26 (2014) 年度 5 年間の『学校法人 静岡英和女学院 経営改善計画』を策定した。当面する最大の課題は学生確保であるが、「建学の精神・ミッション・学院の目指す将来像」として、建学の精神と、大学の使命・目的をしっかりと踏まえることの重要性が改めて確認されている。この『経営改善計画』を承けて、平成 28 (2016) 年度～平成 32 (2020) 年度 5 年から展開する『学校法人 静岡英和女学院 中長期計画』の策定が進められている。【資料 1-3-5】

また、「3つの方針」では、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)において、「1. 自身が所属するグループ内で創造的な人間関係を形成するためのコミュニケーション力の形成」(現代コミュニケーション学科)、「1. キリスト教精神に基づく人間教育ならびに「基礎教育科目」を通して、豊かな知性と感性を養う。」としており、学位授与の方針の基礎に使命・目的及び教育目的を位置づけている。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

学校法人静岡英和女学院の教育組織と運営組織は、【図 1-3-1 法人組織図】に示したとおり、経営を担当する事務局、大学教育を担当する静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部とその事務を行う大学・短期大学事務部、中学・高校教育を担当する静岡英和女学院中学校・高等学校とその事務を行う事務室で構成されている。【資料 1-3-9】

【図 1-3-1】



評議員会は、学則第 7 条に基づき設置され、評議員会規則第 4 条において所管事項が定められ、学長の諮問に応じて審議をする機関であって、2 か月に 1 回開催されている。

構成メンバーは、学長、副学長のほか、大学・短期大学部の部長・学科長・各学科教員 1 名、宗教主任、事務部長である。【資料 1-3-6】

経営会議は、学則第 7 条の 2 に基づき設置され、経営会議規則第 4 条において学長が本学の経営、運営に関し必要と認める事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、その他の本学の経営、運営及び改善に関する事項を所管事項とし、毎月 1 回開催されている。

構成メンバーは、学長、副学長のほか、大学・短期大学部の部長・学科長・図書館長・主要委員会委員長・宗教主任及び事務部長である。【資料 1-3-7】

教授会の審議事項は、教授会規則第 4 条に定められており、原則として毎月 1 回開催することとされている。【資料 1-3-8】

各委員会等は両学科の教員が参加し、その活動状況等は必要に応じて教授会で報告され、また、教授会における審議は各委員会等の活動に反映されており、トップダウン及びボト

ムアップの両方が機能する仕組みとなっている。更に、主要な委員会には事務部門の担当課室が定められてその庶務を行っており、教学と事務部門との連携が図られている。【資料 1-3-9】【資料 1-3-10】

学長のリーダーシップが発揮できるトップダウンとボトムアップのバランス、教員と職員の協働、ともにスムーズに機能する運営組織となっている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-3-1】 大学ウェブサイト 本学の 3 つのポリシー(短期大学部)ページ
<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/>
- 【資料 1-3-2】 CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 4 ページ【資料 1-1-4】と同じ
- 【資料 1-3-3】 広報誌「Maple 通信」
- 【資料 1-3-4】 広報誌「EIWA UNIVERSE」
- 【資料 1-3-5】 学校法人静岡英和女学院経営改善計画
経営改善計画骨子(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度)
- 【資料 1-3-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
- 【資料 1-3-7】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則
- 【資料 1-3-8】 静岡英和学院大学短期大学部教授会規則
- 【資料 1-3-9】 2015 年度(前期)学科別委員等一覧
- 【資料 1-3-10】 静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程

(3) 1-3 の改善・向上方策(将来計画)

平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行した学則等の改正において、大学運営における学長のリーダーシップを制度的にも確立し、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて大学運営を行う体制を整えたところであり、引き続き、役員・教職員の理解と支持、学内外への周知等を図っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいた教育を行う大学として、その建学の精神、使命・目的、学部学科の教育がめざす人材を、学則に明確に定めている。教育課程は、建学の精神の具現化と言うべき実質を備え、その教授を担う教育研究組織も整っている。さまざまな媒体を通して、その特質を発信する努力もなされている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受け入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受け入れ方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受け入れ方針の明確化と周知

本学では「University Identity」「学院聖句」「短期大学部聖句」によって、「隣人を自分のように愛し」、「愛の実践」を行う人材を育て、「地域社会に貢献する大学」であることを教育理念として明示している。それは、「本学は教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」という教育目的に現れている。

その上に立って、各学科の入学者受け入れ方針は、下記のように明示されている。

現代コミュニケーション学科

- ・さまざまな人との交流を広げるコミュニケーション能力の向上に意欲のある者
- ・実務的な能力を身につけ、地域社会で活躍していきたいと考える者

食物学科

- ・本学の教育基本方針を理解し、勉学に励む者
- ・栄養士を目指す者
- ・「食」や「健康」への関心がある者

この入学者受け入れ方針は、ウェブサイトに掲載するなど、志願者のみならず、広く社会一般に周知するとともに、高等学校教員を対象にした大学説明会や、オープンキャンパス、オープンデー等において説明を行っている。

2-1-② 入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

本学では、前述の入学者受け入れ方針に基づき、多様な入学者の受け入れ方法を取り入れている。

本学の入学試験制度は、現代コミュニケーション学科、食物学科の 2 学科で共通の日程によって行われている。入学試験実施体制は、副学長を責任者とする入試広報委員会が組織され、入試・広報課との連携において、日程、試験内容などの一連の制度が定められている。

入学者選抜試験の種類は、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験（第 1 回～第 3 回）、自己推薦入学試験（第 1 回～第 5 回）、一般入学試験（A、B、C 日程）、大学入試センター試験利用入学試験（前、中、後期）である。また、特別入学試験（第 1 回～第 6 回）として、帰国子女、社会人、留学生の入学試験を実施している。

1) 指定校推薦入学試験

入学実績のある高等学校を中心に、指定校制での入学制度を実施している。高等学校には本学の受け入れ方針を明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、学校長による推薦を依頼している。出願者を、「調査書」「推薦書」「面接」により審査している。

なお、本入学試験を含めて、面接による入学試験では、「面接における注意事項」に明記された口頭試問内容に沿って面接を実施し、客観性、公平性が保たれるように工夫している。

2) 公募推薦入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒の、学校長による推薦を依頼している。出願者の審査には、「調査書」「推薦書」「面接」に加え、現代コミュニケーション学科は「志望理由書」の提出、食物学科は試験当日の「作文」を課している。

3) 自己推薦入学試験

出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致し、本学での学びに強い意欲があり、本学を第一志望としている生徒について、その強い意欲や自身の特徴を PR できるコミュニケーション能力を有する者を求めている。出願者を、「調査書」「推薦書」「面接」「自己推薦書」によって審査している。

4) 一般入学試験

学力到達度で選抜する試験で、「一般入学試験 (A 日程)」では学科試験として「国語 (近代以降の文章)」または「英語」のいずれか一科目を選択し、その試験結果によって判定する。「一般入学試験 (B 日程)」、「一般入学試験 (C 日程)」では、現代コミュニケーション学科は「調査書」「面接」「志望理由書」、食物学科は「調査書」「面接」「作文」によって判定する。

5) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験受験者に対して、次のように判定を行う。

平成 28 (2016) 年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「国語 (近代以降の文章)」、「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I」、「数学 I・数学 A」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「工業数理基礎」(旧教育課程履修者のみ)、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「英語」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって判定する。

平成 27 (2015) 年度大学入試センター試験成績を利用する場合

「国語 (近代以降の文章)」、「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」、「数学 I」、「数学 I・数学 A」、「工業数理基礎」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」、「旧数学 I」、「旧

数学 I・旧数学 A」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科総合 A」、「理科総合 B」、「物理 I」、「化学 I」、「生物 I」、「地学 I」、「英語」のうち高得点科目 1 科目の結果と、提出書類によって判定する。

6) 特別入学試験

帰国子女入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験のいずれも、出願資格を「入学試験要項」に明示し、これに合致する人を求めている。出願者の審査は、帰国子女入学試験については、現代コミュニケーション学科は「出身学校の成績証明書」「志望理由書」「面接」、食物学科は「出身学校の成績証明書」「作文」「面接」によって行っている。社会人入学試験については、現代コミュニケーション学科は「出身高等学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書」「志望理由書」「面接」、食物学科は「出身高等学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書」「作文」「面接」によって審査を行っている。社会人入学試験シニア対象については、両学科とも「出身高等学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書」「志望理由書」「面接」によって審査を行っている。留学生入学試験一般選抜については、現代コミュニケーション学科は「出身学校の成績証明書」「志望理由書」「面接」、食物学科は「出身学校の成績証明書」「作文」「志望理由書」「面接」によって審査を行っている。留学生入学試験指定校推薦については、両学科とも「出身学校の成績証明書」「日本語学校校長の推薦書」「面接」によって審査を行っている。

以上のように、本学では多様な入学試験形態を実施することにより、受験生のニーズに応えることが可能となっている。これらの入学者の受け入れ方法については、「入学試験要項」などに明示するとともに、ウェブサイトへの掲載、オープンキャンパスや高校教員対象大学説明会、また学外で実施される進学相談会、高校訪問においても説明を行い、入学希望者などに周知している。【資料 2-1-1】

入学者の受け入れにあたっては、「静岡英和学院大学短期大学部 入学者選考規定」に基づき、各学科の合否判定会における合格候補者案を、入学者選考会議において審議し、その了承の上で教授会において議決し、最終的に学長によって決定されている。【資料 2-1-2】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学の過去 5 年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、エビデンス集（データ編）のとおりである。

現代コミュニケーション学科は、平成 24（2012）年度に、入学者 69 名と、定員を大きく割り込んだ。その前年が 101 名と定員を確保したのに対して、大きな減員だった。この平成 24(2012)年度の状況に対して、入試広報について学科としての取り組みを強化した結果、それ以降は定員には及ばないながら、80 名以上の入学者を得ている。定員を満たせないのが問題であるが、一応の安定を見ている。

食物学科は、同じ平成 24(2012)年度に定員に 1 名足りなかったものの、ほぼ定員を満たしている。

両学科を合わせると、平成 24(2012)年度を除いて、92 パーセント以上の定員充足率を示している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 入試要項

【資料 2-1-2】 入学者選考規程

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

現代コミュニケーション学科に、定員を満たせないという問題があるが、この点については、在学中の学力向上の可視化、就職実績の向上など、目に見える結果をあげて高校生、またその保護者にアピールしていくのが適当と考える。

食物学科については、当面現状を維持するべく努めていく。

両学科とも、入試制度についての改革については、もはややりつくした感がある。教員の数も限られており、さらに入学試験回数を増やすなどの対策を講じても、負担感があまりに大きくなる懸念がある。むしろ教育方法などを検討して、学科内容の充実を図るのが最善というべきであろう。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学では教育理念を学則第 1 条において「静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の技術を授けることを目的とする」として掲げている。

【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】

この教育理念に基づき、本学では教育目標を学科毎に学則に定めている。

現代コミュニケーション学科では、学則第 3 条第 2 項において「人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施すること」を教育目標として掲げている。【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】

食物学科では、学則第 3 条第 2 項において「栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成すること」を定めている。【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】

本学では、教育理念に基づき、学則上の人材育成目的から3つのポリシーを定めており教育課程の編成方針もこれに基づき編成されている。【資料 2-2-3】

教育課程の編成方針の内容は、「学生便覧」やウェブサイトなどの各種媒体を通じて周知説明を行っている。【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）】

本学では、教育課程編成・実施の方針を学科毎に定めている。

1) -1 現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、専門教育科目に「基本科目」「基幹科目」「キャリア科目」を設置している。

1「基本科目」・「基幹科目」を通じて、周囲と共同して創造力を発揮するためのコミュニケーション能力を育てるための実践的な学びをする。

2「キャリア科目」では、「ビジネスマネジメント」「ツーリズム」「メディカルクラーク」「ファッション・アンド・ビューティー」「ホテル・ブライダル」「ライフデザイン」の6つのユニットの中から1つのユニットを選択して履修する。それによって、社会の第一線で働くための基礎的実務能力を身につける。

【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】

1) -2 食物学科

食物学科では、豊かな人間性と食に関する専門的な知識・技能・即戦力を兼ね備えた栄養士の養成を目指している。

1 教育課程は、「基礎教育科目」と「専門教育科目」から成り、「基礎教育科目」は短期大学部共通教育カリキュラムを編成している。

2 専門教育科目の内容は、栄養士養成の6領域（『社会生活と健康』、『人体の構造と機能』、『食品と衛生』、『栄養と健康』、『栄養の指導』及び『給食の運営』）から構成されており、基礎から専門的な内容に至るまでの体系的な学習ができるようにカリキュラムを編成している。

3 食に関する幅広い知識と技能を習得できるように、履修モデルコースとして、フードスペシャリスト受験資格あるいはフードサイエンティスト認定資格を取得するための「展開科目」を設置している。

以上のように、教育目的を踏まえた教育課程編成・実施の方針は明確であり、学位授与方針に定める能力を身につけるといった具体的な方向性が明らかになっている。【資料 2-2-3】 【資料 2-2-5】

また、平成 24(2012)~26(2014)年度まで文部科学省の事業である「産業界ニーズに対応した教育改革・自由実体制整備事業」が採択された。産業界ニーズを踏まえた教育改革を行い、社会に有用な人材を育成していくために、「社会を深く知り理解する力」「社会に踏み出す力」「地域・社会とつながる力」の3つの力を育成の柱として、地域の産業界や経済団体との連携を進めていく事業である。本学は、23 大学からなる中部グループに属しており、グループのテーマは、第1にアクティブラーニングを活用した教育力の強化、第2には地域・産業界との連携力の強化など学生が主体的に学ぶ教育方法を充実させることである。その中でアクティブラーニングによる学修効果を可視化するため、PROG

(Progress Report on Generic Skill) アセスメントの結果を用いて評価した。本学も、①アクティブ・ラーニングの強化、②地域・産業界のニーズの把握と反映という目標を達成した。【資料 2-2-6】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育課程における科目区分は、短期大学部両学科共通である「基礎教育科目」と現代コミュニケーション学科、食物学科ともに「専門教育科目」になっている。【表 2-5】 【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】

1) -1 基礎教育科目

本学の学生として身につけるべき教養を学ぶための科目群により編成されている。それぞれの科目群から指定された科目数を履修し、必要単位を取得しなければならない。

現代コミュニケーション学科は、「人間の理解」から 4 単位以上、「自然と社会」「言語表現力」「健康管理」から 12 単位以上、合計 16 単位以上を取得する。食物学科は、「人間の理解」から 4 単位以上、「自然と社会」「言語表現力」「情報処理」「健康管理」から 12 単位以上、合計 16 単位以上を取得する。なお、「人間の理解」のなかの科目である「キリスト教学入門」及び「キリスト教と現代」は必修科目である。【表 2-5】 【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】 【資料 2-2-7】

1) -1 ① 人間の理解に関する科目

本学院の「建学の精神」にかかわる事項と、キリスト教精神に基づくものの考え方や見方を学ぶことを目的としている科目に、「キリスト教学入門」及び「キリスト教と現代」がある。価値観が多様化するなかで「本質」を見極めるために必要な知識を身につけ、さらに知性を深めることを目的としている科目は、「文学と人間」「音楽と文化」「海外文化研究」「心理学入門」である。

1) -1 ② 自然と社会に関する科目

自然と社会の分野において、社会で求められる一般的な知識や教養を学ぶことを目的としている。具体的には、現代コミュニケーション学科では、「経営学入門」「静岡の経済」「生活科学入門」「統計学」「サイエンスコミュニケーション」である。食物学科では、「経営学入門」「静岡の経済」「生活科学入門」「統計学」「サイエンスコミュニケーション」である。

1) -1 ③ 言語表現力

学生の能力に応じた言語学習を行い、社旗において求められる言語運用能力の習得を目的としている。具体的には、現代コミュニケーション学科では「Active English」「English Workshop」「外国の言語と文化(中国語)Ⅰ」「外国の言語と文化(中国語)Ⅱ」「外国の言語と文化(ハンブル)Ⅰ」「外国の言語と文化(ハンブル)Ⅱ」である。食物学科では、「English Workshop」「外国の言語と文化(中国語)Ⅰ」「外国の言語と文化(中国語)Ⅱ」「外国の言語と文化(ハンブル)Ⅰ」「外国の言語と文化(ハンブル)Ⅱ」「日本語表現力」「英語表現力」「Active English」である。

1) -1 ④ 情報処理科目

現代の情報化社会に対応できる能力を養うことを目的としている。具体的には食物学科では、「コンピュータ基本演習」である。現代コミュニケーション学科では、コンピュータに関する科目が専門教育課程の中にある。【表 2-5】

1) -1 ⑤ 健康管理に関する科目

健康や体力の維持・増進をはかるとともに、身体や健康について正しい知識を学ぶことを目的としている。具体的には、「ヨガⅠ」「ヨガⅡ」「スポーツ実技（エアロビクスⅠ）」「スポーツ実技（エアロビクスⅡ）」「健康余暇論」「健康行動学」である。【表 2-5】

1) -2 現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科の専門教育科目として、「基本科目」「基幹科目」「キャリア科目」を配置している。【表 2-5】【資料 2-2-4】

「基本科目」「基幹科目」では、周囲と共同して創造力を発揮するためのコミュニケーション能力を育てる実践的な学びをする。具体的には、「基本科目」の3つの科目と「基幹科目」である「日本語とコミュニケーション」「英語」「コンピュータ」「心理学」「生活」「就職サポート」「演習」の七つのカテゴリーに属する科目、そして「特別講義（富士山学）」を設置している。これらの学びにより、日本語、英語などの言語やコンピュータ運用能力を高め、心理的側面からは、より自己と他者を理解する能力を養い、さらに地域で生活する力を磨き、就職に対応する能力を向上させることで、あらゆる場面で必要とされるコミュニケーション能力を養成する。科目の多くにディスカッション形式の授業を取り入れている。授業では、他者の意見を聞き、自らの意見を述べる能力を身につけ、必修科目のゼミでは、短期大学における知的探求の方法を理解することをはじめ、ゼミ内での共同作業やディスカッションを通じて、人間関係のありかたやコミュニケーションについて学ぶ。

「キャリア科目」は、「ビジネスマネジメント」「ツーリズム」「メディカルクラーク」「ファッション・アンド・ビューティー」「ホテル・ブライダル」「ライフデザイン」で構成されており、これらの6つのユニットでは、資格に繋がる専門的実務教育を行う。履修はユニット群から1つを選択のうえ、当該ユニットの全科目の履修を原則としている。各ユニットは、各種資格試験取得支援を念頭において科目設置されている。具体的には、「漢字検定」「日本語検定」「TOEIC テスト」「秘書検定」「日商 PC 検定」「簿記検定」「旅行業務取扱管理者」「医療事務管理士技能検定」「メンタルヘルス・マネジメント検定」「色彩検定」「リビングスタイリスト 2 級」などの各ユニットに連なる 33 の資格支援科目が設置されている。それによって、社会の第一線で働くための基礎的実務能力を学ぶ。【表 2-5】

1) -3 食物学科

食物学科の「専門教育科目」として、「必修科目」「選択科目」「展開科目」を配置している。【表 2-5】【資料 2-2-5】

食物学科では、「専門教育科目」の「必修科目」と「選択科目」は、栄養士養成の6領域（『社会生活と健康』『人体の構造と機能』『食品と衛生』『栄養と健康』『栄養の指導』『給食の運営』）から構成されており、基礎から専門的な内容に至

るまで体系的な学習ができるようにカリキュラムを編成している。また、「展開科目」では、食に関する幅広い知識と知能および技能を習得できるように、履修モデルとして、フードスペシャリスト受験資格あるいはフードサイエンティスト認定資格を取得するための科目が設置されている。

栄養士の資格を取得するためには、「基礎教育科目」から 16 単位、「専門教育科目」の必修科目と選択科目を 54 単位の合計 70 単位を修得しなくてはならない。

「栄養士関連科目」では、大学での基本的な学びの姿勢・方法を修得するための体験学習やグループワーキングを通して栄養士として実践力を養うことを目的とした科目の配置を行っている。【表 2-5】

フードスペシャリスト認定試験の受験資格を取得する場合は、「基礎教育科目」から 16 単位、「専門教育科目」の必修科目、選択科目及び展開科目を 67 単位の合計 83 単位を修得しなくてはならない。

フードサイエンティストの認定資格を取得する場合は、「基礎教育科目」から 16 単位、「専門教育科目」の必修科目、選択科目及び展開科目を 64 単位の合計 80 単位を修得しなくてはならない。【表 2-5】

2) 教育方法等の工夫

教育効果を高め、学生の自主性と一人ひとりの能力に応じた教育を保証することにより、学生自らが学習及び研究の目的を確立できるように次の対応を行っている。

2) -1 入学前準備プログラム

食物学科では、入学予定者を対象とした入学前プログラムとして、テキスト（基礎をしっかりと固める 高校トレーニングノート）による化学と生物の基礎的知識の確認を行っている。これは、入学予定者が高校において理科を履修していないために生じる不安を解消すると共に、入学後への期待を確かなものにし、学修の習慣をつけてスムーズな大学生活が切れるようにするためである。

2) -2 初年次教育の実施

現代コミュニケーション学科では、1 年次開講科目「キャンパスワーク I」において大学生活の基本を理解し、オープンキャンパス、サマーキャンパス、オープンデイに参加することによりビジネスマナー、ホスピタリティ等を体験する。食物学科では、1 年次開講科目「キャリアデザイン演習」において、大学における知的探求の方法を理解し、大学での学びに必要な内容を実践している。【資料 2-2-8】

2) -3 教室外体験学習プログラムの実施

本学では、正課における実習科目に、理論の学びに加え実践現場を体験することで、より学びを深めることを目的に教室外体験学習プログラムを取り入れている。

現代コミュニケーション学科では、「フィールドワーク（インターンシップ I ～

Ⅲ) においてホテル・センチュリー静岡、ホテル・アソシア静岡ターミナル、静岡新聞・静岡放送（SBS）等で指定された期間、研修を行う。食物学科では「インターンシップ」により体験型学習を一般公募している企業・団体等に対して一定期間研修を行っている。また、「特別研修（テーブルマナー）」では、静岡の老舗料亭「浮月楼」にて和食、市内ホテルにて洋食の研修を行い、食事マナーや料理、おもてなしの研修を行っている。【資料 2-2-8】

2) -4 セメスター制の導入

学生がより効果的な履修計画を立てられるようにするため、半期完結型のセメスター制度を導入している。ただし、食物学科の「コンピュータ基本演習」のみ通年で実施している。

2) -5 授業計画（シラバス）の提示

学生が履修計画を立てる際に、予め、より具体的な授業内容の把握ができるように、全科目について「授業の目的」「授業の内容」「授業の計画」「評価方法・基準」「教科書」「参考書」「その他学生へのメッセージ（学習方法等）」などを「履修要項・講義内容」詳細に記載し、開講科目についての情報を提供している。

平成 27(2015)年度からは、「授業の目的」に学習到達目標を、「その他学生へのメッセージ（学習方法等）」の項目に、事前学習及び事後学習について明示することを全教員に周知し、さらに学生が具体的に授業内容を把握できるよう配慮した。それらの情報はウェブサイトでも公開し、学内・学外からの閲覧も可能である。

【資料 2-2-8】

2) -6 学生オリエンテーション

入学時のオリエンテーションをはじめ、年度始めのオリエンテーションでは、教務、学生、宗教、キャリア、図書館、事務それぞれの分野から、授業や学生生活一般及び就職に関する指導を行い、学生の学習と生活が円滑に進むよう配慮している。また、奨学金制度に関する説明も行っている。【資料 2-2-9】

2) -7 個別指導に対応したシステム

近年、学習及び生活上に様々な問題を抱える学生が増えてきている。そこで、本学では、ゼミ制・担任制による少人数指導を行っている。現代コミュニケーション学科では、少人数のゼミ制により専任教員が 1 年次から 2 年次まで、授業はもちろん就職も含めた学生生活全般についての相談を行う。食物学科では、クラス担任制をとっており、専任教員が担任を入学時から卒業時まで担当する。主にクラス担任が学習や学生生活に関する密度の濃い指導を行うが、教員間の連携をはかることにより、卒業後の進路を視野に入れ、社会に出た際に職業人として要求される様々な事柄に対処できるように、より効果的な指導を実施している。1 年次の夏休み期間中に行う三者面談（食物学科のみ）は、原則として新入生全員に行っている。予め

学生との面談を行い、三者面談では、それに前期の成績を踏まえたより具体的なアドバイスを行っている。

2) -8 オフィスアワー

学生個人が授業以外に教員の研究室を訪ね、自由に質問しながら様々な相談にのってもらえる時間として、オフィスアワーを設定している。専任教員は、特別な用がない限り、研究室において学生から授業内容についての指導・助言を行い、生活面や進路、生き方などの指導やアドバイスをを行っている。

2) -9 Grade Point Average (認定評価値 GPA) 制度導入による適正な成績評価

成績評価をより明確化し、学生自身が自らの進捗を把握することにより、授業に対する意識を高め、学修に役立てることを目的として、平成 21(2009)年度より従来の優、良、可、不可の評価方式に代わる GPA 制度を導入している。履修登録科目の成績を S、A、B、C、F の 5 段階で評価し、S にグレードポイント (GP) 4 点、A に 3 点、B に 2 点、C に 1 点、F (不合格) に 0 点を割り振り、それぞれの単位数を掛け、合計ポイントを履修単位数の総和で割って出した平均点としている。

【表 2-6】 【資料 2-2-10】

2) -10 履修登録単位の上限 (CAP 制度)

学生が履修登録した科目に責任を持ち、自主的、意欲的に取り組み、学んだ知識や技術をより深くかつ確実なものとするため、履修登録単位数に上限を設ける CAP 制度を導入し、年間の履修登録単位数に上限を設けている。なお、前期に不合格となった科目の単位数を、後期の履修に持ち越すことはできない。集中講義に関しては、CAP 制度を適用していない。

- ・ 現代コミュニケーション学科 1 年次 38 単位まで 2 年次 44 単位まで
(ただし、GPA が 3.5 以上の場合、年間 4 単位まで超過単位を認める)
- ・ 食物学科は適用していない

履修登録単位数の上限については、履修要項・講義内容 (シラバス) に記載してオリエンテーションで説明するほか、学期ごとの履修登録時にも、教務委員を通じて指導している。【資料 2-2-10】

2) -11 他学科開放科目の履修

幅広い学修を志したいと思う学生は、他学科の専門教育科目を履修して卒業単位 (基礎教育科目の選択科目) に含めることができる。現代コミュニケーション学科では、食物学科の「特別研修 (テーブルマナー)」「食品加工学特別実習」を、食物学科では、現代コミュニケーション学科専門科目のカリキュラム表中、開放科目の欄に△が記されている科目を履修することができる。ただし、履修人数制限のある科目は、当該学科の学生を優先する。【資料 2-2-11】 【資料 2-2-12】

2) -12 単位互換制度

静岡英和学院大学と本学は、大学間の交流と協力を推進し大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として平成 21(2009)年度より単位互換制度を、学則第 17 条 他大学における授業科目の履修等に基づき実施している。これにより、静岡英和学院大学の授業科目の 8 単位を超えない範囲で履修することができ、卒業単位に含めることができる。

【資料 2-2-13】

2) -13 静岡大学農学部との単位互換制度

平成 25(2013)年度から単位互換協定に基づき、国立大学法人静岡大学農学部の科目を 6 単位まで履修することが可能になった。これらの単位は、卒業単位（基礎教育科目の選択科目）に含めることができる。2014 年度においては、静岡大学農学部科目の「食農フィールド基礎演習」を 22 名が履修した。一方で、本学開講単位互換科目の「食品加工学特別実習」では、静岡大学農学部の学生 48 名が食物学科学学生 26 名と共に履修した。このように、お互いの大学にない施設や設備を利用し、他大学の教員の指導のもとに他大学の分野の異なる学生と共に学ぶことは、学生のより深い学びに繋がっている。【資料 2-2-13】

3) 教育方法の改善を進めるための組織体制及び開発

授業改善のための取り組みを実施する組織として、教務委員会の下に「FD (Faculty Development) 委員会」を設置し、授業改善の工夫や学修時間増加の取り組みを行っている。詳細は「基準 2-8」に記載する。

また、大学全体、学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど、本学の教育課程の根本的な編成に関して検討・見直しを包括的に行うために、学長、副学長、大学学部長、短期大学部長、大学及び短期大学の学科長、宗教主任、事務部長、学長室長などで構成する「IR 委員会」を設置している。【資料 2-2-14】

平成 18(2006)年度から FD 研修会を実施し、大学全体の意識の向上をはかっている。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-5】 授業科目の概要

【表 2-6】 成績評価基準

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則（1 ページ）

【資料 2-2-2】 大学ウェブサイト

http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gaiyo/seiku.html

【資料 2-2-3】 CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015 短大部のポリシー（5 ページ）

【資料 2-2-4】 大学ウェブサイト（現代コミュニケーション 卒業要件単位数表）

http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gakugyo/pdf/tanig.pdf

【資料 2-2-5】 大学ウェブサイト（食物 卒業要件単位数表）

http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gakugyo/index.html

- 【資料 2-2-6】 平成 24 年度「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の資料
- 【資料 2-2-7】 履修要項・講義内容 (2015) 第 2 章 (15～40 ページ)
- 【資料 2-2-8】 大学ウェブサイト (シラバス)
http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/syllabus/#junior_c
- 【資料 2-2-9】 CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 第 5 章 奨学金等について (22～24 ページ)
- 【資料 2-2-10】 大学ウェブサイト (成績評価について)
http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gakugyo/pdf/ejry_05.pdf
- 【資料 2-2-11】 履修要項・講義内容 (2015) 第 2 章 教育課程 (34 ページ)
- 【資料 2-2-12】 履修要項・講義内容 (2015) 第 2 章 教育課程 (35 ページ)
- 【資料 2-2-13】 履修要項・講義内容 (2015) 第 1 章 履修要項 (4 ページ)
- 【資料 2-2-14】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) は明確であるが、実際に受入れた学生が本学の方針をどの程度理解し同意しているか、また実践しているかについて、入学後のアンケートなどを通して明らかにしていく。

学士課程の質的保障の観点及び本学の教育の特色を明確にしてそれを推進していくために、学生が主体的な学びを実現できることを主眼に置いたカリキュラム策定に取り組んでいく。具体的には、以下の事項について改善・向上をはかっていく。

- ・HIP (ハイ・インパクト・プラクティス) による教育方法の充実

学生の主体的な学びの実現を図ることを目的に、アクティブラーニングや教室外体験学習プログラムなどを構造化し、学生に強いインパクトを与えるよう工夫された教育プログラムの開発を進める。現在、実行されている教育プログラムについては、推進をはかるとともに、改善・向上を図っていく。

- ・学修成果の測定の充実

教育方法の充実を図るためには、学生の学修成果に表れていることを確認できる評価体制が重要である。そのためには、評価法ツールなどに関する学内研修会の実施や試行を行っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 教職協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試・広報委員会、FD委員会、図書委員会、ボランティア委員会などの各委員会に職員が正規のメンバーとして参加し、職員の立場から意見を述べている。

FD活動に関しては、大学・短期大学部各学科より選出された教員と大学・短期大学部教務部長の6名に学務課長・学務課職員の2名の計8名で構成されており、定型業務と新規企画の実施などを担当している。

各教員の授業の進め方は多様である。生きた授業を参観し合うことにより、教員相互の交流をはかり、「教育力」向上を目指すため、平成26年度より授業公開を継続して行っている。参観対象者は本学教員とし、自由に授業を参観し「授業公開アンケート」に記入し提出する。【資料2-3-1】

2) 学習支援と授業支援

食物学科は、栄養士養成施設として定められた実験、実習を行う上で、科学的基礎知識を必要とする。そこで、高等学校において生物、化学を履修していない学生の基礎学力の定着を図ることを目的とした学習・授業支援として、1年次の前期に「基礎科学Ⅰ」を必修科目、「基礎科学Ⅱ」「基礎科学Ⅲ」を展開科目に設定している。平成23(2011)年度から、1年次前期の「食物学基礎実験」「食品学実験」において、TA(Teaching Assiatant)2名を配置し、学修および実験等の支援の充実をはかっている。食物学科に入学して初めて実験を行う学生も最近増加傾向にある。TA2名の配置により、担当教員、助手とTA2名、合計4名で学習支援と授業（実験）支援を行うことで、学生の安全性の確保と理解度の向上に役立っている。

「日本茶アドバイザー」では、平成24(2012)年度より「日本茶アドバイザー認定試験のための準備学習支援講座」を行っている。

食物学科では、在学生及び卒業生を対象とした「管理栄養士国家試験受験準備講座」を平成11(1999)年から開講し、各種情報の提供を行い、自学自習の習慣をつけ自信をもって資格取得に臨めるよう支援している。平成26(2014)年度は、卒業生43名が受講し、そのうち13名が合格を果たした。【資料2-3-2】

3) オフィスアワー

平成12(2000)年度より、学生が授業以外に教員の研究室を訪ね自由に質問できる時間として、オフィスアワーを設定している。専任教員は、特別な所用がない限り、研究室等において学生からの履修登録・授業内容についての質問に対して指導・助言を行う。生活面における相談や進路や生き方に関しても指導やアドバイスをを行っている。

オフィスアワーに関しては、「学生便覧」で学生に案内している。

【資料2-3-3】

4) 中途退学者及び休学者への対応

学力不足による修学意欲の低下、目的意識の喪失、大学での環境に適応できない、ある

いは心のトラブルを抱える学生が見られるようになり、退学者及び休学者対策は喫緊の課題となっている。

その対策の一つとして、クラスあるいはゼミナールにおける指導を強化し、学習継続に支援を要する学生についての状況調査を各クラスあるいはゼミナールにおいて実施している。このような状況調査を踏まえて各学科では情報を共有し、学科全体で必要に応じた学生の学習サポートをしている。

保護者に対しては、例年 11 月に保護者会を開催し学生生活におけるサポート内容などを説明し、全体会終了後に、個別に面談の機会なども設けている。学生の状況を教員と保護者の間で情報共有し密な連携を図る場となっている。

また、退学、休学を希望する学生には、状況を確認し、可能な限りの対策をとる目的で、クラスあるいはゼミ担任がチェックシートを利用して面談を行うこととなっている。それにより、各ゼミナールにおける事前対応の均質化を可能としている。また、仮に退学や休学に至った場合においても、動向が把握でき、今後の改善のための情報が得られるようになっている(資料添付)。

5) 学生意見の汲み上げ

授業の内容については、全科目において授業改善のアンケートを実施している。実施の後、各教員からのコメントがフィードバックされ、学生に公開されている。

学生生活についての問題などは、提案箱を設置して学生生活の向上のための意見を吸い上げている。投書の内容別に関係諸機関に伝達され、迅速な対応を心がけている。

卒業時には、学生生活全般の満足度調査が実施され、学生サービスの向上に活用されている。

6) SA 等の活用

日本語能力が不足していたり、授業についていけない留学生には留学生センターで日本語サポートと学習サポートを行っている。それらのサポートは本学の奨学金を授与された日本人学生がボランティアで行っている。その結果、留学生は日本人学生からほぼマン・ツー・マンの形で週一時間日本語やレポートの書き方などを習うことができる。こうしたサポートシステムにより、日本語能力試験 1 級や 2 級にチャレンジする留学生の数が年々増加している。また留学生と日本人との交流の場ともなり、双方に良い影響を及ぼしている。なお、このシステムのコーディネーターは留学生センターのスタッフが行っている。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-4】学科別の退学者数の推移

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】2015 年度 「授業公開」の参観ご案内

【資料 2-3-2】2014 年度 資格取得支援について

【資料 2-3-3】履修要項・講義内容 (2015) 第 2 章 履修要項 (13 ページ)

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

食物学科において、高等学校において生物、化学を履修していない学生の基礎学力の定着を図ることを目的とした学習・授業支援として設置した「基礎科学Ⅰ」（必修科目）「基礎科学Ⅱ」（展開科目）「基礎科学Ⅲ」（展開科目）は、全員が単位認定されている。今後も引き続き履修者の増減やレベルの推移などの動向及び単位認定状況を把握し、授業の内容や難易度の検討を行っていく。教員相互、非常勤講師及び TA との情報交換やミーティングを重ね、学修及び授業・実験等の支援体制を強化し、特に、入学後間もない時期に、実験・実習を含めた学修が順調に開始し、継続させることができるよう支援を強化していく。

現代コミュニケーション学科の退学理由は、目的意識を見失ったことによる進路変更が多いため（平成 25(2013)～平成 27(2015)年度）、大学での学びへの早期適用と「大学で何を学ぶか」という点を強化した初年次教育の開発の検討を始めることにした。

食物学科は、入学当初は目的意識の高い学生が多いが、講義・実験・実習を重ねていく過程で、専門職としての適性に不安を抱く学生も生じ、退学理由の半数は、現代コミュニケーション学科と同様、進路変更が占めている（平成 25(2013)～平成 27(2015)年度）。

【表 2-4】

したがって、アクティブラーニングや教室外体験学習プログラムなどを座学においても推進し、学びへの早期適応支援をはかること、「大学で何を学ぶか」という視点に重点をおく初年次教育の充実と開発の検討をさらに進める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定

各授業の単位数は、短期大学設置基準に準拠して 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態（講義、演習、実験、実習及び実技）ごとに単位数を決めている。

1 単位の授業科目は、45 時間の学修を前提としている。講義、演習、実験、実習及び実技など授業の方法により 1 単位あたりの授業時間が異なる。したがって、学生が家庭学習等、授業時間以外に学修しなくてはならない時間数も異なる。1 コマ 90 分の授業は、2 時間として計算する。1 単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間は下表の通りである。

【別表】1 単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間

授業方法	授業時間数	授業外の学修時間
講義	15時間	30時間
演習	30時間 別に定める科目は15時間	15時間 30時間
実験・実習・実技	45時間 別に定める科目は30時間	0時間 15時間

卒業論文・卒業研究等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める

単位の認定については、履修科目における授業回数の70%以上出席し、授業科目ごとに行われる試験等に合格することが定められている。オリエンテーションや授業の初回に担当教員より説明を行っている。出欠の扱いについても入学時オリエンテーションや学務課ガイダンス等で説明するほか、ゼミ・クラス等で指導を行っている。

成績評価方法については、平成 21 (2009) 年度より従来の優、良、可、不可の評価方法に代わる GPA 制度を導入している。履修登録科目の成績を S、A、B、C、F の 5 段階で評価し、C 以上を合格 (単位認定) としている。S にグレードポイント (GP) 4 点、A に 3 点、B に 2 点、C に 1 点、F (不合格) に 0 点を割り振り、それぞれの単位数を掛け、合計ポイントを履修単位数の総和で割って出した平均点としている。【表 2-6】

科目担当教員は、上記による単位認定要件に基づいて厳正な成績評価を行い、各学期末に成績報告を行っている。各科目の「履修要項・講義内容」には授業内容の他に成績評価の際に考慮するファクターをパーセンテージで示し、評価基準の明確化、公平化を図っている。したがって、定期試験の成績がそのまま成績評価とはならないことを明確にしている。【資料 2-4-1】

なお、学生に成績を開示した後、成績評価に関して疑問がある場合や異議を申し立てたい場合は、成績通知書を受取った日から 1 週間以内に「成績評価に関する不服申立書」を提出することになっている。問い合わせがあった場合は、該当科目担当者に文書で照会を実施し、科目担当者からの回答を当該学生に開示している。

【資料 2-4-1】

また、他大学による単位認定では、静岡英和学院大学及び国立大学法人静岡大学農学部と単位互換協定を結び、幅広い学びの機会を提供している。修得した単位は、卒業単位 (基礎教育科目の選択) に含めている。【資料 2-4-2】

他大学等における既修得単位の取扱いについては、学則第 19 条により、修学上有益と認める場合、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなすことができる。単位認定は、学生より提出された「既修得単位認定申請書」「成績証明書」を教務委員会で詳細に確認し、決定している。

2) 卒業要件及び卒業認定

本学の卒業要件は、学位授与方針に基づいて、学則第 37 条に定める教育課程の各科目を履修し、それぞれの区分ごとに定める単位数を取得した上で、合計単位数を満了するこ

とを定めている。

そして、2年以上在学し、学科ごとに定める下表の卒業に必要な授業科目及び単位数を取得した者に対して教授会の議を経て学長が卒業を認定すると学則第37条で定めている。

平成26(2014)年度における卒業判定は、学位授与方針に基づき当年度の成績が決定した後、事前に教務委員会で確認を行い、3月に開催される教授会(卒業判定教授会)で決定している。【表2-7】

卒業に必要な単位数や資格については「学生便覧」「履修要項・講義内容」に記載して説明を行うとともに、履修モデルを示して履修漏れがないように指導を行っている。これらは、教務委員、ゼミ担当教員あるいは担任からも指導を重ねている。【表2-8】【資料2-4-3】【資料2-4-4】

3) GPAの有効活用

本学では、学生の修得単位のほか、GPAを採用し学生の成績評価を数値化することにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学習指導に役立てている。

成績ごとのポイントは、Sにグレードポイント(GP)4点、Aに3点、Bに2点、Cに1点、F(不合格)に0点を割り振り、それぞれの単位数を掛け、合計ポイントを履修単位数の総和で割って出した平均点としている。GPAのポイントは、学生が自ら学習状況を把握し、目標をもって勉学に取り組むための指針となる。GPAの活用方法としては、「GPAの利用」として、毎学期のGPAを参考に、学生一人ひとりに対して、現代コミュニケーション学科はゼミ担当、食物学科ではクラス担任からきめ細やかな指導が行われ、場合によっては、保証人(保護者)との面談を行うことになっている。これらは、学生の学修への奮起を促す判断材料としている。「履修要項・講義内容」に記載し、学生に周知している。

現代コミュニケーション学科

- ・ GPAが1.25以下の場合または単一学期の取得単位数が10単位以下の場合、ゼミ担当教員による面接を行う。

食物学科

- ・ GPAが1.3以下の場合、担任による面談を行う。
- ・ GPAが1.00以下の場合、保証人に連絡の上、面談を行う。

なお食物学科では、1年次夏季休業中にクラス担任と学生、保証人の三者面談を行い、栄養士資格取得にむけた指導や進路あるいは生活面でのアドバイスを行っている。また、学生の状況にあわせて必要と判断した場合、随時面談や三者面談を実施している。【資料2-4-1】

【エビデンス集・データ編】

【表2-6】成績評価基準

【表2-7】習得単位状況

【表2-8】年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】履修要項・講義内容（2015） 第 1 章（13～14 ページ）

【資料 2-4-1】CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015【資料 2-2-12】と同じ

【資料 2-4-2】履修要項・講義内容（2015） 第 2 章（15 ページ）

【資料 2-4-3】履修要項・講義内容（2015） 第 2 章（28 ページ）

(3) 2-4 の向上方策（将来計画）

本学では、1 単位あたりの学習時間を確保するため、授業の実施時間について厳格に運用し、シラバスに沿った授業計画の完遂を目指している。シラバスを前提とした適正な成績評価、単位認定がなされるよう科目担当者に周知している。シラバスの「授業目的」に到達目標「その他 学生へのメッセージ」に事前・事後学習の内容を明記することで、小テストや課題提出などで履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学習時間の確保を学生に促し、学習効果の向上を図っている。しかしながら、全教員がこのように到達目標や事前・事後学習についてシラバスに明示しているには至っていない。今後は、授業内容を理解しやすいシラバスにするために、教員一人ひとりへの周知を図るとともに、シラバスの書式についても IR 委員会や教務委員会などで検討を進めていく。

学習効果を正確に把握するために、それぞれの授業科目で明示している評価方法及び評価基準に従って適正に評価するよう、全教員に周知している。しかし、全体的には、科目担当者によって、単位認定率及び GPA に違いが生じている現状もあり、今後は、単位認定のあり方や適正な評価基準・評価方法について、IR 委員会、教務委員会、FD 委員会において検討を重ねていく。また、学習内容を着実に身につけるために、遅刻・欠席について全教員が厳正に対処するよう進めていく。

卒業認定は、毎年度 3 月に開催される教授会で審議される。卒業直前に卒業要件の不足が生じる事態に陥らないよう、2 年次学生に対する履修登録確認を前期・後期の開始時に、現代コミュニケーション学科では特にゼミ担当教員、食物学科ではクラス担任や教務委員と学務課職員が行っているが、今後は、事前チェックできる体制の強化を教員、学務課職員で図っていく。

GPA については、平成 21（2009）年度より導入し定着している。今後は、新たな学事システムなどの導入を検討し、GPA のデータ加工により得られる情報を FD 委員会、IR 委員会、教務委員会などが連携し、適正な利用と管理に努め、制度の充実を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

「カリキュラム内でのキャリア支援科目」「キャリア支援課によるキャリア支援プログラム」「資格取得支援」の3項目について説明する。

1) キャリア支援科目

短期大学部の2学科では学科に即したキャリア教育科目を積極的に開講している。現代コミュニケーション学科では、就職サポート科目として、「話し方とマナーの講座(選択科目、1年次前期)」「キャリアデザイン演習(必修科目、1年次前期)」「教養と常識(必修科目、1年次後期)」「プレゼンテーション演習(必修科目、1年次後期)」「総合演習Ⅰ(必修科目、2年次前期)」「総合演習Ⅱ(必修科目、2年次後期)」を開講している。これらの科目は社会環境を「働く」という視点から捉え、学生独自の職業観を育み、就労意識の育成を図るための総合的な内容となっており、現代コミュニケーション学科の進路に依拠している。上記に加え、キャリアサポート科目として「フィールドワーク(インターンシップⅠ・選択科目、1,2年次集中)(インターンシップⅡ・選択科目、1,2年次集中)(インターンシップⅢ・選択科目、1,2年次集中)(地域連携Ⅰ・選択科目、1,2年次集中)(地域連携Ⅱ・選択科目、1,2年次集中)(日本茶アドバイザー・選択科目、1年次前期集中)」を開講している。これらの科目は企業や地域で実際に研修を行うことによって、学内では学べない体験をし、実社会へのソフトランディングを図り、主体的に行動し、自らが問題解決をし、克服する力を養うための内容となっている。

食物学科では、キャリア教育科目として、「キャリアデザイン演習(必修科目、1年次後期)」を開講している。この科目は、自分の関心・適性を理解し、社会のニーズや課題を知った上で、人生、将来をデザインしていく内容となっており、2年次から始まるコース制(「栄養士・フードスペシャリストコース」「栄養士・フードサイエンティストコース)」について知り、各資格と就職分野について具体的に学ぶ機会を設定し、将来自らが働く姿を想定した進路指導、就業指導に役立てている。更に、「インターンシップ、(選択科目1,2年次前期)」により、実際の職場で指導を受けることで、実務に関する技能や知識、また社会人としての基本的なマナーや就業人としての心がまえを身につけ、社会人基礎力育成に役立てている。【資料 2-5-1】

1) キャリア支援課によるキャリア支援プログラム

教育課程外での支援に関しては、キャリア支援課を設置し、学生に対するキャリア支援を行っている。

キャリア支援課が行う日常業務として、学生の希望進路の把握、学生の就職相談および指導、求人に関する情報の受け入れと発信、学生の進路状況の把握、などがある。【資料 2-5-2】

学生の希望進路については、両学科との協力体制の下に全学生に対して毎年アンケートを実施しており、休学等による一部の例外を除いてほぼすべての学生の希望進路の把握が実現できている。キャリア支援課は、これらの情報に基づいて早期から学生の希望進路を把握し、就職相談および指導に反映させている。就職相談・指導に関しては、1回30分の個別面談、書類添削指導、60分の面接指導を行っている。【資料 2-5-2】

【表 2-9】

これらの日常業務のほかに、インターンシップ関係の支援【資料 2-5-2】、キャリア支援・就職支援講座の企画・運営、留学生への就職支援、保護者向け就職説明会、業界勉強会などがある。

2) -1 キャリア支援・就職支援講座

1年生向けのキャリア支援・就職支援講座(基礎講座)、および2年生向けのフォロー講座の企画・運営を行っている。内容は、1年生対象の基礎講座において就職活動の進め方、身だしなみ、求人票の見方、応募書類の書き方、面接対策など、就職活動の全過程について講義形式で基礎知識を提供し、2年生向けのフォロー講座において、応募書類の作成と面接について少人数を対象とした講座を実施している。また、集中講座として「SPI対策講座」、「文章力アップ講座」を実施し、基礎力の底上げを図っている。いずれの講座においても「英和式就職活動」を重視し、本学学生の就職実績や希望進路に対応した具体的指導を盛り込んでいる。【資料 2-5-3】

2) -2 留学生への就職支援

主に日本での就職を希望している留学生への支援として、全学年を対象とした留学生対策講座を前期に開催し、短大1年生を対象とした講座を後期に開催している。日本での就職活動の進め方、日本で就職活動をする際のマナーや心構え、在留資格の手続き等について講義形式で行っている。また、在留資格等の重要な事柄については、個別面談による指導も実施している。【資料 2-5-4】

2) -3 保護者向け就職説明会

在学生の保護者を対象とした全学行事である「保護者会」の一部として、キャリア支援および就職支援に関する説明会を行っている。内容としては前年度の就職状況、学年ごとのキャリア支援行事、キャリア支援・就職支援講座の紹介、キャリア支援課の活動(個別相談等)の紹介、保護者と大学との連携のお願いなどである。また、説明会終了後に、希望者を対象とした個別面談も行っている。就職活動に先駆けて1年生の保護者の参加が多くなっている。【資料 2-5-5】

2) -4 業界勉強会

短大1年生を対象に、両学科とキャリア支援課が協力して全学生が参加する「業界勉強会」を実施している。業界勉強会は、企業研究や自己分析の実践的機会を提供することによって、進路選択や、キャリア形成を促すことを目的としている。学生たちは就職活動時と同様の服装で訪問カードを作成して持参し、合同企業説明会と類似した状況を体験する。過去に本学卒業生の採用実績のある企業・団体を中心に、毎年20社程度の参加を得て後期授業期間に開催しており、学生の就職活動に対する意識を高め、実際の就職活動へのスタートラインとなっている。また、参加企業・団体に対しては、学生に対する感想や印象をアンケート調査して、本学のキャリア支援や教育に対する外部からの評価を得る機会ともなっている。【資料 2-5-6】

2) -5 県内短大生のための合同企業説明会

短大1年生を対象に、静岡県私立短期大学協会主催による加盟大学が参加する「県内短大生のための合同企業説明会」の運営を参加大学が当番制で行っている。県内の短大生を積極的に採用する意向がある企業・団体を中心に17社前後の参加を得て春休みに開催しており、地元志向の強い本学学生は、参加大学中最も参加率が高く、具体的な企業研究、

目前に迫る就職活動により明確なイメージを持ち、スムーズに取り組みが行えるような機会となっている。【資料 2-5-7】

2) 資格取得支援

現代コミュニケーション学科では、資格支援科目を 33 科目設けており、講義時には過去問演習、模擬問題等の試験対策を積極的に実施している。資格取得した学生にとっては資格を生かした就職の成果を出している。

食物学科では、管理栄養士国家試験対策として、卒業生を対象に「管理栄養士国家試験受験対策講座」を実施している。試験科目ごとに要点を整理し理解を深めて、受験勉強を始める動機づけと学習意欲の向上を目的としている。具体的な講座内容は、試験科目ごとの要点、試験傾向を含めた問題集中心の集中講座で、講座受講後 2 回の模擬試験を設けており、到達度および不得意科目の征服に効果的な内容となっている。在学生にも開講しており、資格取得に対する意識の向上に役立っている。【資料 2-5-8】

平成 26 (2014) 年度における管理栄養士国家試験の受験者 43 名、合格者は 13 名で、合格率 30.2% (全国平均 22.8%) であった。

ダブルライセンスとして、進めている「フードスペシャリスト資格」に関しては、学生に 2 年次の夏休みの課題として過去問題集を購入させ、試験対策に学科を挙げて取り組んでいる。

また、各学科の受験希望者対象に日本語検定、サービス接遇検定、秘書技能検定などの受験手続きの支援などもキャリア支援課で行っている。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】平成 27 (2015) 年度 授業要目

【資料 2-5-2】キャリア支援課が行う支援について

【資料 2-5-3】キャリア支援・就職支援講座について

【資料 2-5-4】留学生への就職支援について

【資料 2-5-5】平成 26 (2014) 年度保護者向け就職説明会・実施結果について

【資料 2-5-6】業界勉強会について

【資料 2-5-7】県内短大生のための合同企業説明会について

【資料 2-5-8】資格取得支援について【資料 2-3-2】と同じ

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

第 1 に、就職内定率の向上をはかるため、両学科とも教育課程内におけるキャリア教育を強化する。現代コミュニケーション学科においては、学生の就業意識の低下、企業とのミスマッチを防ぐため実務能力の養成に力を入れ、資格につながる専門的実務教育において更なる強化を図っていく。食物学科においては、資格を生かした就職率を更に向上させるため、ダブルライセンス取得の強化を図っていく。

第 2 に教育課程外として、多様な学生に合わせた就職支援を行うため、キャリア支援課

による個別相談・指導の強化を目指す。

学生が、キャリア支援課に相談に行きやすい雰囲気が整備されてきているが、就職を希望しているにもかかわらずキャリア支援課に足を運ばない学生も僅かながら存在する。学生がキャリア支援課のサービスを最大限に利用できるようにすることを目的として、入学後の早い時期から、学科教員との連携により就職意識を高めていくことが重要である。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

現代コミュニケーション学科の教育目標は、「幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うこと」、食物学科の教育目標は、「科学的な思考能力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成すること」である。

その結果、就職希望者 66 人は、一般企業（事務職・サービス職・販売職など）や医療機関など、それぞれの能力を活かした多様な職種に就職し（就職率 91.7%）、「豊かなコミュニケーション能力を身につけ周囲からの期待に的確に応えられる人材の育成」という学科の目標を達成している。【表 2-10】【資料 2-6-1】

食物学科では、就職希望者 66 人の内、42 人（63.6%）が栄養士として就職し、就職先の中で栄養士が占める割合が高かった。その他の就職先は一般事務や公務員である。また、3 人が四年制大学に編入学し、2 人が専門学校へ進学した。これらは、「地域に貢献できる食の専門家の育成」という学科の目的を達成しているといえる。【表 2-11】

【エビデンス集・データ編】

【表 2-10】就職の状況（過去 3 年間）

【表 2-11】卒業後の進路先の状況（前年度実績）

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】2014 年度 現代コミュニケーション学科卒業生 就職先及び採用
職種

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

1) 授業アンケート

学生による授業アンケートを、授業に支障が出ない限り、前期・後期の全科目、専任・非常勤問わず実施している。

その結果を、ウェブで公開するとともに、本人はコメントを残すことになっている。

2) 教員相互の授業参観

教員相互の授業公開（授業参観）を、授業に支障が出ない限り、前期・後期の全科目、専任・非常勤問わず実施している。

参観教員は、授業担当教員にコメントを寄せることになっている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

平成24（2012）年度に採択を受けた、文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改革・充実体制整備事業」により、アクティブラーニングを活用した教育力の強化及び地域・産業界との連携力の強化を進めてきた。これらをベースに、現在取り組んでいる課題については継続対応し、進展させていく。

現在、本学での教育に関する卒業生へのアンケートや、就職先の企業へのアンケート等は実施していないが、今後、実施に向け学務課やキャリア支援課と学生委員会、教務委員会、就職委員会等で検討していく。

また、IR委員会、教務委員会、FD委員会などと連携を計りながら、教育目的の達成状況を点検する各種アンケート類の分析ならびに結果の活用についての検討を始める。ここから得られた成果と課題をエビデンスに基づき検証していく。

授業アンケートや教員相互の授業参観など教育内容・方法及び学修指導法の改善に向けた種々の結果に関して、客観的な視点から教員個々の意識改革や自主的な改善を促すことについて、さらに教員の理解を深めていく。また、指導や助言に関する組織的な体制の構築や運用についても検討していく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活安定のための支援

1) 学生生活、厚生補導のための組織、機能

学生生活安定のための支援として、全学科選出教員によって構成されている学生委員会が組織されている。大学担当部署としては、学務課を設置し、教務部門と学生部門が含まれている。学生委員会に当該担当事務員を含め、学生部が構成されて、学生生活の様々なサポートを行っている。具体的には、学生の個別対応窓口業務、学友会等課外活動支援、

学祭等諸行事の支援、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の手続き業務、各種証明書発行、学生相談室、保健室の管理、学内施設管理、アルバイトの斡旋、学生生活に関する記録・統計などを行っている。

2) 健康相談、心的支援

本学には保健室と学生相談室がある。保健室では何らかの身体的、精神的病気を抱えた学生を把握するために、入学時に提出する学生記録簿に既往歴を書く欄を設けている。その記録簿の記載事項を基に、保健室では必要に応じてゼミ、クラスの教員とも情報を共有し、精神的身体的サポートを行っている。また4月のオリエンテーション時にはすべての学生に健康診断を義務付け、学生の健康に留意している。

なお、学内で緊急な場合に対応できるようAEDを設置している。AEDの使い方については年一回の防火訓練の際に消防職員から教職員ならびに学生に指導される。

学生相談室には専門のカウンセラー（臨床心理士）が一人おり、授業期間中、火曜日と金曜日10時から13時まで精神的身体的問題を抱えた学生に対応している。必要があれば、カウンセラーは保健室と情報を共有し、学生がもっとも良い状態で勉学が続けられるよう問題の解決を図っている。

保健室及び学生相談室の利用についてはエビデンス集・資料編のとおりである(表 2-12)。保健室、学生相談室ともに、利用者が年々減少している。利用者が減少していることは悪いことではないが、なぜ減少したかについては綿密に分析する必要がある。

3) 経済的支援

3) -1 本学独自の奨学金

学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金があげられるが、その他にも、本学独自の奨学制度が設けられている。在学生対象のものとしては「静岡英和学院大学短期大学部奨学金」制度がある。この奨学金制度は、平成 25(2013)年度より対象者の枠が拡充されている。それに伴い、平成 26(2014)年度より奨学生選考のための内規を設け、経済困窮の学生に対しての選考枠を設定している。

大学独自の授業料減免制度として、「静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免」の制度を設け、学生からの申請と審査を経て、授業料の3分の1を減免し、経済的支援を行っている。

スカラシップ制度として、「eスカラシップ」「推薦スカラシップ」「一般スカラシップ」がある。「eスカラシップ」は指定校推薦および公募推薦合格者を対象としており、高校時代における学業成績および出席状況を評価するものである。「推薦スカラシップ」「一般スカラシップ」は筆記試験の成績優秀なものに学費の減免をするものである。

その他に減免制度として、社会人入試に合格した者に対して適用される「社会人学費減免」や、父母が卒業生である、あるいは兄弟姉妹が在学生や卒業生である場合に減免される「英和生入学金減免」がある。

3) -2 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

本学では、平成 27 年度(2015)は、全学生 335 名の内、24 名の I 種奨学生(7.16%)、62 名の II 種奨学生(18.51%)を合わせ、86 名が給付を受けている(25.67%)。

また、外国人留学生のための日本学生支援機構による「学習奨励費」は、大学の規模に応じてその枠が設定されており、与えられた人数枠の受給者を出している。留学生 17 名に対して受給者は 1 名である(5.88%)。

4) 学生生活支援

食堂は新館地下 1 階にあり、授業期間中、月曜日から金曜日 10 時から 15 時まで営業している。ごはん、メイン料理、サラダがセットとなった日替わり英和ランチを始めとして、ベジ食べる、スペシャルランチ、うどん、ラーメン、カレーなどのメニューがある。大学後援会から補助費が出ており、ランチであっても 310 円あるいは 300 円という格安の値段で食べられる。そのうえ栄養のバランスも考えて作られたヘルシーメニューである。

西館 1 階にはコンビニエンスストアがあり、授業期間中、月曜日から金曜日は 9 時から 18 時、土曜日は 9 時から 12 時 30 分まで営業している。ここでもサンドイッチ、弁当、おにぎりといった簡単な軽食が販売されている。このお店の前にはテーブルと椅子もあり、食堂同様に食べるスペースも確保されている。

学生が自由に勉強したり、話したりできるスペースとして新館 1 階、本館 1 階に学生専用のラウンジを設けている。特に新館 1 階は学生が自由に利用できる広いスペースが確保され、憩いの場所となっている。また図書館以外に学習スペースをコンビニ前と本館 2 階に設けている。学生がグループで教えたり話し合ったりしながら勉強するのに最適なスペースである。

通学面ではほとんどの学生がバス通学である。ただ自家用車は禁止されているが、バイクについての通学は認めている。バイク通学は基本的に届け出制で条件はないが、届け出を出す際に自賠責保険と任意保険に加入することを義務付けている。年間 80 人程度の学生がバイクを利用しており、バイク置き場は体育館脇に設置されている。

5) 課外活動支援

本学では学生委員会が学友会と連携を図りながら、課外活動への支援を行っている。

平成 26 年度(2014)においてクラブ・サークル活動は、体育系 12 団体、文化系 18 団体、合計 30 団体が活動している。また、活動の補助対象ではないが、3 団体が同好会として活動している。同好会は有志 5 名と顧問がそろうことで創設申請が可能であり、1 年間の実績があれば、クラブ・サークルに昇格する仕組みとなっている。

メジャーなスポーツなどではない、比較的マイナーな競技や新興活動種目などの活躍者がいることを踏まえて、平成 27(2015)年度より、学友会クラブ予算の申請方法を改正した。個人においても課外活動として評価できるものであれば、個人にも補助申請ができる制度に整えた。具体的には、予選を勝ち抜いたうえでの全国大会出場等に関わる大会参加費や交通費の補助などである。

学生表彰としては、他の学生の模範となるものに対して、各学科 1 名に「静岡英和学院大学短期大学部賞」を設けている。また食物学科には「全国栄養士養成施設協会理事長表彰」「日本フードスペシャリスト協会表彰」「食品科学教育協議会成績優秀会長表彰」があ

る。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望を把握するために年1回「大学生活に関する卒業生アンケート」を実施し、広く学生の意見等を反映させている。その調査結果は各担当部署に報告され、改善につなげている。

また学内には学生提案箱が設置されており、平成26(2014)年度の投書総数は5件であった。その内容については、学生の名前は伏せられ、学務課窓口から当該部署に連絡される。内容によっては、学長及び副学長に直接連絡をし、そこから各学科に対して事情を確認することもある。

学生生活全般に対する学生の意見の把握はなされていると考えられる。また平成27(2015)年度は投書には至らない案件についても、必要と考えられたものについて、例えばマナー向上対策やSNSの利用に関する講演会などを企画し実施している。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生支援についてはサービスを向上させねばならない側面がある一方で、指導的な側面を併せ持っている。目下、指導的に更なるマナー向上を目指しているが、あまり指導が行き過ぎると、学務課におけるサービスを敬遠しがちになることも考えられる。教職員が一体になって、指導とサービス向上の両面の充実を図りたい。特に学内での喫煙についてはマナーが悪いことが問題となっているが、効果のある改善策は見出されていない。学生側の自主性に任せていても解決するとは思われないので、定期的な巡回、指導を地道に続けていく必要がある。

大学独自の奨学金については、昨今の家庭環境の多様化により、経済的支援を要する学生が増えていることは紛れもない事実である。奨学生の枠を拡充し経済困窮学生の枠を設けたとはいえ、十分なものとは言いがたい。そのため、従前からの奨学金の枠の拡充を目指しつつも、授業料の減免等の制度充実を図る必要があるだろう。

またその他に、学生からの要望が多い通学のためのバス増便は喫緊の課題と言える。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由

2-8-① 教育目的及び教職課程に則した教員の確保と配置

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在の本学の学科別教員数は、エビデンス集 (データ編) 【表 F-6】 (全学の教員組織) に示すとおりである。設置基準上の必要な教員数は配置しており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。

本学の専任教員組織は、教授、准教授、講師及び助手によって構成され、教員の任用及び昇任については、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程」、「静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程」、「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程」、「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規」、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用の関する申し合わせ」及び「静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準」により定めており、適正に運用されている。非常勤講師の任用についても、静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に規定されており、専任教員の「専任講師の資格」に準ずる者としている。

【資料 2-8-1】 【資料 2-8-2】 【資料 2-8-3】 【資料 2-8-4】 【資料 2-8-5】 【資料 2-8-6】

教員の年齢傾向は、エビデンス集 (データ編) 【表 2-15】 にあるとおり、61 歳以上は 0%、51 歳～60 歳は 64.3%、41 歳～50 歳は 28.6%、40 歳以下は 7.1% であって、51 歳～60 歳が多くなっているが教育上の支障はなく、教授、准教授、専任講師の全体的バランスも適正である。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員任用 (採用) 手続き

学科長は各学科に任用の必要が生じたときは、学科会において、専攻の分野及び職位等の条件を協議して部長に報告し、部長は学長に申し出る。

学長は必要があると認めるときは、教員任用に関する特別委員会を招集して、教員の任用について審議する。学長は、その結果について常任理事会で協議した上で、部長に結果を通知する。

部長は教授会の議を経て、学長に教員の任用を申し出、学長は人事委員会を招集する。人事委員会には選考委員会を置き、教員の公募及び教員任用基準に基づく候補者の審査を行う。

2～3 名の候補者が選考された段階で、部長はそれまでの選考の経過とその候補者について、学長に報告して意見を求め、学長は教員任用に関する特別委員会の審議を経て、意見を述べる。選考委員会はこの意見を踏まえて、候補者を選定し人事委員会に報告する。

人事委員会は 3 分の 2 以上の適判定を受けたものを適格者として、教授会に提議する。教授会は、人事委員会の報告に基づき審議し、候補者を決定して、学長に推薦する。

学長は、推薦のあった候補者について、常任理事会で協議し、理事長が採用を決定する。

【資料 2-8-1】 【資料 2-8-2】 【資料 2-8-3】 【資料 2-8-4】 【資料 2-8-5】 【資料 2-8-6】 【資料 2-8-7】

2) 教員昇任手続き

学科長は、部長に提出された個人調書に基づき昇任に該当する者の有無を審査して、その結果を部長に報告し、部長は学科長からの報告を受けて、学部に昇任の選考の必要が生じたときは速やかに学長に申し出る。

学長は、常任理事会で協議した上で、人事委員会を招集する。人事委員会に置かれる選考委員会において、教員任用基準に基づいて、昇任について審査し、人事委員会に報告する。

人事委員会は3分の2以上の適判定を受けたものを適格者とし、教授会に提議する。

教授会は、人事委員会の報告に基づき審査し、学長に昇任者候補を推薦する。

学長は、推薦のあった昇任候補者について、常任理事会で協議し、理事長が昇任を決定する。

【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】

3) FD活動

「学生による授業改善のためのアンケート」を実施しているほか、教員相互の授業公開や、教育方法等の実践報告等を実施してきた。

「学生による授業改善のためのアンケート」は、前期、後期の年2回、専任、兼任（非常勤）の全教員、全授業担当科目を対象に実施される。授業担当者はアンケート結果を読み、自己点検・評価を行い、反省と改善策を書いて回答している。

授業公開は、開講中いつでも可能としているが、特に各学期に強化期間を設けて、各教員に3回の授業参観を奨励している。参観者は「授業公開アンケート」を提出することになっている。

毎年夏季、春季に教職員研修会を実施している。春季は建学の理念に関する内容が中心であり、夏季は、FDに関する課題を取り上げることが多い。具体的には、発達障がいと見られる学生への対応や、授業方法の工夫、キャリア教育の実践方法などについて実施している。

SDについても、事務部長を中心に、大学教育において重要性を増している職員の果たす役割について、自由討議を含め実施されている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

短期大学部の2学科に共通した教養教育としては、「基礎教育科目」がある。「基礎教育科目」は、「人間の理解」「自然と社会」「言語表現力」「情報処理」「健康管理」という5つのカテゴリーに分けられている。そのなかで、「人間の理解」の中に設定されている「キリスト教学入門」と「キリスト教と現代」の2科目は必修である。これは、本学の建学の理念であるキリスト教の精神をよく理解できるように配慮されたものである。この授業と連動して、学生には毎週1回のチャペル・アワーへの出席も求められている。チャペル・アワーは静岡英和学院大学人間社会学部の学生と合同で開催されているが、宗教主任以外にも、大学及び短期大学部のキリスト教徒の教員がさまざまな視点から話をするにより、

単に教理の理解だけでなく、人生、社会、世界についても考える機会を提供している。さらに年に4回ほど、チャペル・アワーで複数名の学生が短いスピーチをするプログラムもあり、自らを見つめ直す良い機会となっている。

上記のキリスト教関連科目の他にも、上記5つのカテゴリーに科目が配当され、それぞれに適正な受講学生数で、新しい知識や言語を身につけたり、情報処理のスキルアップや健康管理の実践を行ったりできるように構成されている。

教養教育を担当する委員会は、教務委員会である。今年度からは、大きな変更を加える場合は経営会議で検討を加えることとなっている。教養教育を担当する教員構成では、すべてのカテゴリーに専任教員が配置されている。ただしその中には、静岡英和学院大学人間社会学部の教員が兼任している場合がある。

なお、現代コミュニケーション学科は、専門科目においても人間、社会、言語、情報、健康に関する科目が置かれており、コミュニケーション能力の育成を中心に、教育が行われている。

【エビデンス集・データ編】

【表 F-6】 全学の教員組織

【表 2-15】 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程

【資料 2-8-2】 静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程

【資料 2-8-3】 静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程

【資料 2-8-4】 静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規

【資料 2-8-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用の関する申し合わせ

【資料 2-8-6】 静岡英和学院短期大学部教員任用基準

【資料 2-8-7】 理事会会議次第及び議案（H27.3.30 開催）

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の任用（採用）では、教授資格のある教員の補充について教育実績、研究内容、実践現場経験などから、人材の確保が難しいことも考えられるため、2～3年を見据えた採用計画を立案し、慎重かつ計画的に実施しなければならない。

教員の昇任については、厳正かつ公平に実施していくことが肝要である。

FD、SD活動については、実践的な教育を進めるための教育・評価方法の研究、また多様な学生を受け入れるため教職員の理解の深化、教職合同の推進などを中心に、実施していく。

教養教育については、教務委員会において不断に授業科目編成とその内容についての検討を行っていく。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

短期大学部の校地は、大学とともに、池田山キャンパスにある。景勝地日本平に至る丘陵地にあり、富士山と駿河湾という海山の間位置する。近隣には、東名高速道路沿いに、北に静岡県立大学、南に国立静岡大学を控えている。JR東静岡駅からバスで約10分の、豊かな自然に恵まれた地にある。

校舎等の施設は、【表 2-9-1】のとおり、短期大学設置基準第27条（校地）、第27条の2（運動場）、第28条（校舎等）、第30条（校地の面積）、第31条（校舎の面積）、第29条（図書等の資料及び図書館）に、忠実に維持・管理できている。

校地及び校舎については、基準面積を十分満たしている。

【表 2-9-1】

	収容定員 (人)	校 舎		校 地	
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)
静岡英和学院大学	1,020	5,686	16,216	10,200	28,150
静岡英和学院大学 短期大学部	360	3,650		3,600	

1) 屋外運動場

多目的運動場 (3,922 ㎡) を設置し、テニスコート (3 面)、フットサルコート (2 面) の兼用としている。施設は管理者 (総務課所管) の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。また、地域との交流を目指し、本学の授業等に差支えない範囲で開放もしている。

2) 屋内施設

キャンパス内に体育館 (1,160.7 ㎡) を設置している。施設は管理者 (学務課所管) の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。

3) 校舎

キャンパス内に本館、北館、西館、南館、東館及び新館の各建物があり、講義室、演習室、実験実習室、研究室、コミュニケーションスペース、事務室、食堂等を設置している。また、新館以外の建物は連結しており、校舎は新館と新館以外に分かれており、ラウンジ

等是新館と新館以外にそれぞれ設置している。【資料 2-9-1】

コミュニケーションスペースとしては、ラウンジ、食堂等 600 席を設置し、また、パソコン 7 台とプリンター 1 台を設置して学生が自由に使用している。

日常的な教室使用管理は学務課、その他の建物施設の管理は総務課が行っている。

建築基準法により義務付けられた特殊建築物定期調査は報告を 2 年ごとに行っており、維持管理に努めている。

防災設備・非常放送設備は年 2 回、契約業者による点検を行い、「消防法」等法令に基づいた維持・運用・管理を行っている。

時間外、休日は防犯のため全館警備システムを導入しており、教職員はセキュリティカードで入館することとしている。また、業務時間内は警備会社に巡回警備を委託している。

電気設備については、中部電気保安協会による 2 ヶ月ごとの巡回点検、年 1 回の定期点検を実施している。また、漏電監視装置により異常の早期発見に努めている。

上水道は、平成 12 (2000) 年に公共下水切替工事を行い、静岡市下水道本管に接続した。

学内美化については、清掃業務は専門業者へ委託し、快適な環境の維持に努めている。

ごみ処理は専用の倉庫に集積し、収集処理業者に週 2 回定期回収を依頼している。大型ごみや産業廃棄物等は適宜回収を依頼している。

対外者の施設利用について、学生の利便性を図れる内容のものについては有料で使用を認めている。なお、各種試験で本学から依頼したもの、公共性の高いものについては無料で使用を認めている。

4) 学生寮 該当なし

5) 図書館

静岡英和学院大学付属図書館は、学生の学習研究支援および学生への教育支援を中心理念としており、学生の学びの場として明るく居心地の良い空間を提供するように努めている。蔵書数は、基本図書から専門書まで、図書 103,595 冊、雑誌 134 タイトル、視聴覚資料 3,527 点を揃えている。学生の学習活動のために様々な用途に利用できる研究個室・グループ学習室・セミナー室等があり、広く学生に利用されている。

通常の開館時間は、月～金：8：45～17：55、土曜日：8：45～15：50、であり、いずれも授業時間の前後に余裕を持たせ（8 時 50 分始業、17 時 40 分終業、土曜日は 12 時）、学生の勉学に配慮している。館外貸し出しは、図書 15 冊 2 週間、雑誌 3 冊 1 週間、視聴覚資料 2 点 3 日間、とし、1 回の貸出延長も認めている。

実習や卒論などで、これ以上借りたい場合には、貸出制限を外している。また、本学に所蔵のない資料については、学生が利用できる他の図書館の所蔵を確認し、そちらを利用するように案内をしている。

卒業生には在 student と同等のサービスが受けられるようにしており、卒業生の職業人・社会人としての学習支援に貢献するとともに、開かれた地域の図書館としての役割を積極的に果たせるよう努めている。

図書館からの情報発信手段として、大学ウェブサイト「図書館」のページを設け、学

内および学外者向けの利用案内を掲載している。また、学生に図書館と親しんでもらうために「図書館通信」を随時発行し、新着資料・展示・トピックスなどを紹介している。

外部との連携・協力関係としては、「日本図書館協会」への加盟に加え、「静岡県図書館協会」、「静岡県大学図書館協議会」にも加盟し、国内および県内図書館との協力関係を築き、相互協力・情報交換・研修等に参加している。また、国立情報学研究所のNACSI S-CATおよびNACSI S-ILLに加盟し、文献複写依頼や図書借受の要望に応じている。国立国会図書館の図書館間貸出制度にも加入している。

学生への直接的利用案内として、入学時に図書館を身近に感じてもらうその後の日常の学習活動の中での利用アクセスを高めるために、新入生すべてを20人程度の小グループに分け、現場の見学と利用案内を行う図書館ツアーを実施している。また、各ゼミ向けのガイダンスとして、希望のあったゼミに対し、図書館利用法・資料の探し方（OPACの使い方から卒論の資料探索まで）・データベースの使い方などのガイダンスを行っている。

学生生活支援として、平成24(2012)年度より、学生生活全般・授業の受け方・レポート論文の書き方・パソコンの使い方等に関する大学生活入門図書を収集・展示し、学生たちの授業や大学生活における戸惑いや悩みの解決の参考として利用してもらうよう図っている。

また、授業での使用指定図書のコーナーの設置や教員推薦本の展示を行い、教員の教育活動との連携を図っている。

6) 安全性

キャンパス内の校地、校舎等の施設設備は、総務課が日常的に維持管理を担当している。警備業務は外部に委託し、消防設備、放送設備、エレベータ、昇降機、自動ドア等については、専門業者に保守点検を委託して安全性の確保、快適な環境の保持に努めている。

耐震性については、昭和56(1981)年の新耐震基準に適合するべく従前の建物の耐震診断を実施し、診断結果に基づいて昭和62(1987)年に本館・北館・南館の耐震補強工事を実施した。

バリアフリーについては、スロープや手すり、階段昇降機や昇降リフトを設置することにより各棟へのアクセスの改善を実施している。また、新館には各階に多目的トイレ、障害者用トイレを設置しており、どんな方でも安全かつ快適に利用できるよう配慮している。

【資料 2-9-2】

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年5月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。【資料 2-9-3】

また、10月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、学内の安全を図っている。【資料 2-9-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015 第21章 キャンパス案内

【資料 2-9-2】 静岡英和学院大学 バリアフリー化計画

【資料 2-9-3】 2015年度地震防災避難訓練実施要領

【資料 2-9-4】 2014年度火災避難訓練実施要領

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学は限られた敷地面積のため建蔽率も上限に達している中で、現有施設を活用していく必要がある。現状では授業の数が多く、曜日時限によっては教室が不足しており、特に小教室 2 つ分に相当する教室定員 50～100 人程度の中規模の教室が不足している。そのため授業定員や教室配分、時間割に多分に工夫が必要となっている。今後は授業の数を整理する等により対処していく。

学生用ロッカーは不足しており、学生の要望に応えられず必要な人に行き渡っていない。さらなる整備を検討していく。

学内には無線 LAN 環境が未整備の教室が多数残っており、授業でのインターネットの利用に制限がある。今後は全ての教室に無線 LAN 環境を整備していく。

学生個人所有のスマートホンを授業内で使用する授業が増えている。また新学務システムでは学生用ポータルを予定しており、学生が個人所有の情報端末を大学の用事で使う機会が今後さらに増大するため、学生が学内で無料で使える Wifi 環境を早急に整備していく。

新館は 2008 年に整備されたが、旧来の教室の AV 機器は更新されずにきたため、著しく老朽化している。今後早急に AV 機器を更新していく。

2008 年に整備した新館も、その後の ICT の進歩や著作権保護の厳格化に伴い ICT 規格が変更され、それに対応できていないため、最新の PC や AV 機器が接続できない、使用できない環境となっている。新館についても段階的に AV 機器を更新していく。

大学改革の一環として、アクティブラーニングの普及と自主的な学びのスペース確保という視点から、ラーニングコモンズやラーニングスペース、コミュニケーションスペースの設置について検討していく。

災害時等の危機対応については「危機管理マニュアル」等の整備を急ぐ。

【基準 2 の自己評価】

本学では、現代コミュニケーション学科および食物学科ともに「キリスト教精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の技術を授ける」という目標を定めている。これに基づき教育課程を編成し実施しているところである。

食物学科では栄養士資格に加えて履修モデルとしてフードスペシャリスト受験資格あるいはフードサイエンティスト認定資格を取得するための科目が設置されている。現行カリキュラムでは、これらの 3 つの資格を取得することが可能であるが、履修科目が増えるため、学士課程の質保証の観点から体系的な検討を加える必要がある。CAP 制度について現在食物学科では実施していないが、今後の課題として進めていく。

初年次教育実施の観点では、現代コミュニケーション学科では「キャンパスワーク I」において大学生活の基本の理解を学んでいる。食物学科では、後期に「キャリアデザイン演習」において大学での学びに必要な内容を教授しているが、入学後の早い時期に初年次教育の実施ができるようにしていきたい。

シラバスについては、学習到達目標、事前学習及び事後学習について明示するよう全教員に周知しているが、十分とはいえないのが現状である。シラバスのチェック体制を整えるなどの改善を加え、学生が履修計画を立てる際によりわかりやすい内容に改善していく。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

静岡英和学院大学短期大学部の設置者である学校法人静岡英和女学院は、「学校法人静岡英和女学院寄附行為」第 3 条において、法人の目的を「キリスト教の精神に基づいて教育基本法、学校教育法に従い、この法人は学校教育を行うことを目的とする。」と明確に定めている。【資料 3-1-1】

第一に、本学院は、この規定を遵守し、諸法の趣旨に従い、堅実に経営を行っている。第二に、私学として、建学の精神であるキリスト教主義による「愛と奉仕の実践」を通して、人のため、社会のために生き、働くことのできる人間を育む教育を尊重し、私立学校としての自主性を確立している。

これにより、私立学校としての独自性を確保しつつ、普遍的に継承すべきことと（変えられないもの）、社会の変化に対応すべく不断に見直すべきこと（変えるべきもの）とを峻別し、併せて教育機関に求められる公共性を高めるために組織体制や諸規程を整備及び遵守し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を実現している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「学校法人静岡英和女学院 寄附行為」に規定された最終意思決定機関として「理事会」及び、その諮問機関として「評議員会」を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人事務局、(大学・短大部事務局) を置いて目的達成のための運営体制を整えている。【図 3-1-2】

3-1-③ 学校教育法、私立大学法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と規定し、法令に基づいて設置・運営をすることを明示している。【資料 3-1-1】

学則や教授会規則等の各種規程には、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」等

の諸規定を反映させており、平成 26(2014)年度には学校教育法の改正に基づき、学則や教授会規則等の諸規程を改正した。【資料 3-1-3】

また、教育機関として必要なセクシュアルハラスメントの防止、個人情報保護、危機管理に関する諸規程も整備している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

全ての教職員は、「就業規則」に基づき、各法令等を反映させた各規程に基づき業務を執行しており、また、法令違反行為等を防止することを目的に「公益通報に関する規程」を設け、法令遵守に取り組んでいる。

また、学術研究上の不正行為防止のため、「公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定し、適正な研究が行われるよう取り組んでいる。【資料 3-1-6】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、節電対策として省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な施策としては、デマンド監視システムを導入して電力の消費を常時監視し、電力消費を抑える対策を講じている、また、夏季の節電対策として、室温を 28 度に設定してクールビズを毎年実行している。【資料 3-1-7】

人権については、「個人情報の保護に関する規程」、「セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」を設け、教職員一人一人に高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促している。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

防犯対策としては、午前 7 時から午後 10 時 30 分まで警備員を配置するとともに、24 時間の機械警備を行っている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設けて、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】

緊急時の避難経路は、学生に配付しているキャンパスガイドに記載するとともに、毎年 5 月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。【資料 3-1-12】

また、10 月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、学内の安全を図っている。【資料 3-1-13】

学生の健康管理については、毎年定期健康診断を実施するとともに、保健室を設置して、急病・外傷などの応急処置をするるとともに、健康相談を実施している。また、保健室が窓口となって、こころの悩みに対する専門家によりカウンセリングも実施している。

その他、社会情勢の変化により、様々な危機状況が生じているため、危機管理規程を設け、危機管理委員会による迅速な対応を行っており、必要に応じて検討・実行しており、学生が安心して教育を受けられる環境保全に努めている。【資料 3-1-5】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

財務情報は、学校法人のウェブサイトにも前年度との増減理由を経年比較表、財務比較表を用いて、わかりやすく公表するとともに、大学（総務課）に備え付け、閲覧に供している。【資料 3-1-14】

教育情報は、大学のウェブサイトにおいて、学部及び学科の名称、各学科のコース・モデルコース、学部・学科におけるアドミッション・ポリシー、シラバス、入試・入学情報、

就職実績、就職支援体制を公表している。また、学業・学生生活、施設案内等をウェブサイトにて公表している。【資料 3-1-15】

学生には、キャンパスガイドを配付して、学業や学生生活、奨学金、施設利用や各種手続き等を案内している。【資料 3-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-2】と同じ

【資料 3-1-2】 平成 27(2015)年度法人組織図【図 1-3-1】と同じ

【資料 3-1-3】 理事会議案（H27(2015)3月30日開催）

【資料 3-1-4】 静岡英和女学院規程集目次

【資料 3-1-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程

【資料 3-1-6】 本学の公的研究費の不正使用防止に対する取組みについて

【資料 3-1-7】 2015 年度の節電対策について

【資料 3-1-8】 静岡英和女学院の個人情報の保護に関する規程

【資料 3-1-9】 静岡英和女学院セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程

【資料 3-1-10】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程

【資料 3-1-11】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱

【資料 3-1-12】 2015 年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-3】に同じ

【資料 3-1-13】 2014 年度火災避難訓練実施要領【資料 2-9-4】に同じ

【資料 3-1-14】 静岡英和女学院ウェブサイト <http://www.shizuoka-eiwa.jp/>

【資料 3-1-15】 大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ

http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/

【資料 3-1-16】 CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015【資料 F-5】【資料 1-1-4】に同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では平成 22（2010）～平成 26（2014）年度にわたる 5 か年の『経営改善計画』を理事会で計画立案を行った。経営改善計画では以下の目標を掲げている。

①教育研究活動のキャッシュフローの黒字化。②帰属収支差額の均衡。③短期借入なしでの期末繰越支払資金 5 億円。また、この目標の他、人件費比率 65%以内、人件費依存率 100%以内の 2 つの人件費目標を柱として改善計画を実行してきた。

財務計画は着実に実行されつつあったが、平成 24（2012）年度以降の入学者数は学校法人全体としての目標値を下回って推移しており、財務状況に厳しさが残る。しかし、抑制してきた施設、設備整備や平成 24（2012）年 8 月に示された中央教育審議会の答申「大学教育の質的転換」に伴う教学改革の取り組みを含めた新たな中期事業計画策定に着手する。今後は、これらの計画策定等について、教学部門との連携を図りながら、時代に即応できる経営運営体制を維持しつつ、本学院を取り巻くステークホルダーに対する説明責任を果たしながら、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院の最終意思決定機関である「理事会」は3月、5月に定期理事会として年2回開催するほか、必要に応じ開催している。理事会は、本学院及び本学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・監事、評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、「寄附行為」第12条に規定する重要事項の審議決定を行っている。

また、理事会は、本学院及び本学院が設置する各学校間の協調と効率的な学校運営を図り、日常業務の処理に当たるため、理事会の下に常任理事会を置き、一定事項の決定・処理について委任している。委任事項については、「寄附行為第16条の3」においてこれを定めている。監事は理事会、評議員会に必ず1人ないし2人が出席し、本学院の業務を監査している。

寄附行為では、理事定数は15ないし16人と定めている。私立学校法第38条に定める第1号理事「院長及び大学・短大部学長、中学・高校学校長、2人ないし3人」、第2号理事「評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任する者6人」、第3号理事「前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者7人（事務局長を含む）」となっている。また、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。理事長の職を解任する時も同様とし、理事長の任期は4年としている。なお、平成26（2014）年4月に理事長が急逝したため、臨時理事会を開催し同年5月の定例理事会で新理事長を選任した。

平成26（2014）年度は5回の理事会が開催され、意思表示回答書提出による場合も含めた「みなし出席率」は94.8%（実出席率は87.5%）であった。理事各位に理解をいただき今後も出席率の更なる向上に努める。なお、理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表示回答書にて決議に加わることにしている。【資料3-2-1】

過去4年間の理事の理事会への出席状況は【表3-2-1】のとおりであり、概ね良好な出席状況で運営されている。

なお、平成27（2015）年5月1日現在では、第3号理事が2人欠員となっているため同年5月下旬の理事会で選任することとしている。

【表 3-2-1】理事の理事会への出席状況

	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	年間出席率
平成23年度	月日	5月26日	7月1日	9月26日	11月28日	3月26日	---	---	---
(2011年度)	出席状況	13人	14人	12人	12人	13人	---	---	85.3%
平成24年度	月日	5月28日	9月24日	2月4日	3月25日	---	---	---	---
(2012年度)	出席状況	13人	11人	14人	12人	---	---	---	87.7%
平成25年度	月日	5月27日	10月7日	3月24日	---	---	---	---	---
(2013年度)	出席状況	14人	13人	14人	---	---	---	---	91.1%
平成26年度	月日	4月30日	5月26日	7月28日	10月6日	12月15日	2月2日	3月30日	---
(2014年度)	出席状況	12人	12人	13人	10人	13人	13人	11人	87.5%

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】学校法人静岡英和女学院 寄附行為(1～5 ページ)【資料 F-1】【資料 1-2-2】
【資料 3-1-1】と同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

高等教育機関を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このような状況の中で、法人の意思決定は的確かつ迅速に行う必要がある。理事会では、各理事が積極的に学校運営に参画できるよう常任理事会での報告事項・協議事項についても、適宜、外部理事に報告していくこととする。また、多様な意見を取り入れることを目的に、理事会の諮問機関である評議員会から意見を聴取し、実現可能な事柄を取り込み大学改革につなげていきたいと考えている。実出席率向上のため1年間の開催日程の早期決定及び事前通知による周知を行っていく。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

- 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成 22(2010)年度より、学内に学長、副学長、学部長、各学科長、宗教主任、事務部の代表を委員とした「大学経営会議」(現在『経営会議』)を置き、中長期的な展望、学内の様々な重要事項、課題を協議し、学長の方針を示してきた。【資料 3-3-1】その後、教授会、評議員会で審議するといった学長を中心にした意思決定が行われている。平成 27(2015)年度

からは、平成27(2015)年4月1日施行の学校教育法の第92条第3項に定められているとおり、学則において、「学長は本学を代表し、校務をつかさどること」とし、学長が校務全般に関する最終決定権を有していることを明確にしたほか、同じく学校教育法第93条第2項、第3項に則り、教授会規則においても、学長の最終決定権を担保するため、教授会の審議事項を明確に定めた。【資料3-3-2】【資料3-3-3】

以下に、教育・研究組織における主な運営体の役割について述べる。

a) 評議会

評議会は短期大学部学則第7条に規定されており、大学の管理運営に関する重要事項を審議するための機関である。この評議会は、学長、副学長、学部長、短期大学部部長、学科長、図書館長、主要委員会委員長、各学科から選出された者1名、宗教主任、事務部長が構成員となり、事務部門から学長室長、総務課長、学務課長、入試・広報課長、キャリア支援課長が陪席し、大学全体の意見が反映された審議が行われている。同一キャンパス内にある静岡英和学院大学人間社会学部と連絡連携を図る場にもなっているため、両大学に関わるだけでなく、大学あるいは短期大学部だけに係る案件の審議が行われる。いっぽうの大学に係る案件の協議には、その所属以外の構成員は外部委員として立場で審議に参加している。

評議会は、原則、奇数月に1回開催している。【資料3-3-4】

b) 教授会

教授会は、短期大学部学則第7条の3に規定されており、教授、准教授、講師及び助教をもって組織され、原則月1回開催している。

平成27(2015)年4月1日施行の学校教育法第93条第2項、第3項に則り、教授会規則においても、学長の最終決定権を担保するため、教授会の審議事項を明確に定め、「教授会規則」第4条に規定した。【資料3-3-3】

c) 経営会議

経営会議は、短期大学部学則第7条の2に規定されており、学長、副学長、学部長、短期大学部部長、各学科長、宗教主任、事務部長、学長室長で構成され、月に1回開催されている。教学上の重要事項を審議し、学長の方針を示す場となっている。【資料3-3-1】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学学則に則り大学を統括し大学運営の権限と責任を負っている。学長は大学の経営会議での学内の教学部門や事務部門の代表との協議や、教授会や評議会での協議を通じて、意見等を調整しながら業務を遂行している。また、学長が責任をもって大学運営を行うにあたり、補佐体制として、副学長、事務部長、事務部学長室を置き、大学に意思決定と業務執行のリーダーシップを果たしている。

また、本年度からは、学内の教育改革に取り組む教員又は組織を財政的に支援するための学内教育改革に係る取り組み(「教育改革推進事業」)を学長裁量費として予算化し、学長を

中心にした教育改革を推し進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則

【資料1-3-7】 と同じ

【資料3-3-2】 静岡英和学院大学 学則【資料F-3】 【資料1-1-1】 【資料1-2-1】 と同じ

【資料3-3-3】 静岡英和学院大学教授会規則【資料1-3-8】 と同じ

【資料3-3-4】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則

【資料1-3-6】 と同じ

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学のように規模の小さな大学においては、各委員会での役割は重要であるが、教職員が一人何役も委員として担うことになり、負担が大きいことが問題である。学長のリーダーシップのもと、機動的でかつ効率的な意思決定プロセスを構築できる組織を常に点検をしながら、権限と責任が明確な大学運営を目指している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学院では、日常業務を迅速かつ円滑に執行するため、理事長及び教職員である理事により組織する常任理事会を設置し、原則として毎月1回開催している。

常任理事会には、大学から学長、人間社会学部学部長及び短期大学部部長がメンバーとして参加しており、大学の意思を反映できる体制になっている。また、学長、人間社会学部学部長及び短期大学部部長は評議会のメンバーであり、短期大学部部長は教授会（短大部）の議長であることから、評議会の意思決定過程や教授会での審議過程を法人の意思決定に反映させる体制となっている。【資料 3-4-1】

評議会は、大学学部長、短大部部長、大学・短大の各学科長、学生部長、教務部長、入試・広報委員長、就職委員長等がメンバーとなっており、大学及び短期大学部の事案等についても審議・報告されており、部門間のコミュニケーションが図られている。

また、評議会では学内理事である学部長及び短期大学部部長から理事会及び常任理事会の審議状況の報告が行われており、理事会の決定事項の周知が図られている。【資料 3-4-2】
【資料 3-4-3】

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学院のカバナンスとして、監事は寄附行為で定数 2 人とし、「監事は、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の内から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。平成 27 (2015) 年 5 月現在、外部から非常勤 2 人の監事が就任している。監事の任期は 4 年となっている。【資料 3-4-1】

本学院は小規模な学校法人であり監査室の設置は困難であることから法人事務局の経理課が監事の業務を支援している。監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、評議員会には必ず 1 人は参加するようにし、必要な場合は意見を述べている。

毎年 5 月に行う監事監査では、理事長、学長、副学長、校長、事務局長等から前年度の事業報告と決算報告を行い、これに対して監事からの質問に答え、意見が出された点には改善を図ることとしている。また、監事監査の終了後に、監事と公認会計士との面談の場を設け意見交換を行っている。【資料 3-4-2】

過去 4 年間の監事 2 人の理事会への出席状況【表 3-4-1】のとおりであり、監事が不在であった理事会は、平成 25(2013)年度第 3 回である。

【表 3-4-1】 監事の理事会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
平成23年度	月日	5月26日	7月1日	9月26日	11月28日	3月26日	---	---
(2011年度)	出席状況	2人	2人	1人	1人	2人	---	---
平成24年度	月日	5月28日	9月24日	2月4日	3月25日	---	---	---
(2012年度)	出席状況	2人	2人	2人	1人	---	---	---
平成25年度	月日	5月27日	10月7日	3月24日	---	---	---	---
(2013年度)	出席状況	2人	2人	0人	---	---	---	---
平成26年度	月日	4月30日	5月26日	7月28日	10月6日	12月15日	2月2日	3月30日
(2014年度)	出席状況	2人	2人	1人	1人	2人	1人	2人

評議員会は、寄附行為で「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。

評議員の定数は 31 人ないし 33 人であり、第 1 号評議員「院長及びこの法人が設置する学校の長である者 2 人ないし 3 人」、第 2 号評議員「法人事務局の事務局長 1 人」、第 3 号評議員「在日キリスト教宣教師又は日本基督教団の教職である者のうちから理事会において選任した者 2 人」、第 4 号評議員「この法人の設置する学校の教職員であって、理事会において選任した者 8 人」、第 5 号評議員「この法人の設置する学校、又はその前身校を

卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人」、第 6 号評議員「この法人の理事のうちから、理事会において選任した者 5 人」、第 7 号評議員「この法人の教育に理解があり、協力する者のうちから、理事会において選任した者 5 人ないし 6 人」、第 8 号評議員「この法人の設置する学校の学院維持協力会、大学後援会及び高等学校・中学校 P T A のそれぞれの役員のうちから理事会において選任した者 4 人」と規定している。

評議員会の議長は、評議員において選任され、会の進行等を行っている。

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在の評議員数は、第 1 号評議員 2 人、第 2 号評議員 1 人、第 3 号評議員 2 人、第 4 号評議員 8 人、第 5 号評議員 4 人、第 6 号評議員 3 人 (欠員 2 人)、第 7 号評議員 5 人、第 8 号評議員 4 人の合計 29 人 (欠員 2 人) であり、任期は 4 年である。【資料 3-4-2】

欠員 2 人については、5 月下旬の理事会で選任することとしている。

過去 4 年間の評議員の評議会への出席状況は【表 3-4-2】のとおりであり、70~80%程度の出席状況で運営されている。評議員には、評議員会の重要性を理解いただき実出席率の向上に努めていく。

【表 3-4-2】評議員の評議会への出席状況

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	年 間 出席率
平成23年度	月日	5月26日	7月1日	9月26日	11月28日	3月26日	---
(2011年度)	出席状況	22人	28人	21人	23人	26人	76.4%
平成24年度	月日	5月28日	9月24日	2月4日	3月25日	---	---
(2012年度)	出席状況	22人	24人	27人	25人	---	81.7%
平成25年度	月日	5月27日	10月7日	3月24日	---	---	---
(2013年度)	出席状況	24人	22人	25人	---	---	77.2%
平成26年度	月日	5月26日	10月6日	12月15日	3月30日	---	---
(2014年度)	出席状況	22人	19人	23人	22人	---	73.5%

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会をまとめる他、学長として評議会にも参加して本学院の経営にリーダーシップを発揮している。

また、年 1 回発行する学内報「メイプル通信」により、理事長から学院の現況についてメッセージを発信している。【資料 3-4-4】

短期大学部は、短期大学部部長が常任理事を兼任し、学長、また同じく常任理事である人間社会学部長と連絡を取り合いながら、短期大学部の運営にあたっている。その際、理事会での審議内容は評議会において学内に共有され、各部局において適切に対応している。

また、短期大学部各学科からの人事、学則改正などの提案事項は、短期大学部諸委員会、各学科会での検討を経て教授会の議題となり、そこで可決された上で評議会での審議を経

て、理事会に提出される。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-2】【資料 3-1-1】
【資料 3-2-1】と同じ

【資料 3-4-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
【資料 1-3-6】【資料 3-3-4】と同じ

【資料 3-4-3】 大学評議会次第（2015年3月開催）

【資料 3-4-4】 広報誌 MAPLE 通信【資料 1-3-3】と同じ

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学院の教学改革を進めるためには、管理部門と教学部門の連携・協働が不可欠であり、現在設置している各種委員会等の機能をさらに活性化させ、合理的かつ効果的に新たな企画案や問題解決を図っていく。また、教職員一人ひとりが関連法令や規程等学内の仕組みを理解することにより、本学院全体のガバナンスをより一層高めることが可能となる。そのための教育及び啓発活動を積極的に行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

組織体制については、「事務組織及び事務分掌規程」により、管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、効率的、効果的に遂行することができる組織としており、業務遂行のため各部署が果たす役割も明確にしている。また、教学の委員会等の所管課等を定め、事務部門と教学の連携を図っている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

各組織の名称、所管業務及び所管委員会等は次の表のとおりである。

組 織 名	所 管 業 務	所管会議・委員会
学長室	学長等の秘書業務及び大学の将来構想・評価に関する業務	経営会議
総務課	総務及び経理に関する業務	大学評議会、教授会、危機管理委員会
学務課	学生に関する業務及び教務に関する業務	学生委員会、教務委員会
キャリア支援課	学生の就職に関する業務	就職委員会
入試・広報課	入試及広報に関する業務	入試・広報委員会
図書館事務室	図書館に関する業務	図書委員会

各部門における職員の適正数については検討を行い、これに基づき専任職員、非常勤職員等の採用、削減、配置を行っていく。

また、職員の採用、昇格、異動については、常任理事会、理事会の承認を得て適正に実施している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学院の管理部門の業務は、法人事務局と大学総務課が担っている。事務局長は寄附行為第6条に定める職制上の理事であり、事務局を統括し本学院の管理部門としての企画立案、問題解決等を行っている。事務局長は大学・短大部の事務についても統括調整している。大学事務部総務課は、大学の人事・予算・経理を所管しているが、最終的な決裁は法人事務局を経て理事長が行う体制となっており、法人事務局と一体的な管理体制となっている。【資料 3-5-3】

また、管理運営のための必要な会議として「事務職員連絡会議」を常任理事会開催日の前週木曜日に持っている。事務運営上に関する事項についての協議の他、情報の共有を図り円滑な運営を行っている。【資料 3-5-4】

大学の最終的な意思決定機関である評議会には事務部長が構成員となっており、また、本学の経営・運営等について審議する経営会議には事務部長及び学長室長が構成員となっている。【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】

さらに、各課室が所管会議・委員会の庶務を行っており、教学部門と事務部門が緊密な連携を図り業務執行に当たっている。【資料 3-5-7】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学院では、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な事項として捉え、研修会等への積極的な取り組み、支援を行っている。具体的には、毎年度、当初予算に研修費を計上し、職員は自己啓発のために研修会参加費や資料購入などの費用に利用している。

学内のSD研修では、平成27(2015)年度には学長室長による大学教育に求められる課題に関する講義、総務課長による基本的な事務執行に関する講義のほか、各課室長等による

それぞれの課室等の業務概要や課題の説明を行い、大学における業務内容や課題の共通理解を図っている。また、SD研修に併せて、各課室における事務改善会議を開催し、より良い業務執行のための検討を行っている。【資料 3-5-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】 静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程 【資料 1-3-10】 と同じ

【資料 3-5-2】 学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表

【資料 3-5-3】 学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-2】【資料 3-2-1】
と同じ

【資料 3-5-4】 平成 26（2014）年度 事務職員連絡会議 開催状況表

【資料 3-5-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
【資料 1-3-6】【資料 3-3-4】 と同じ

【資料 3-5-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則
【資料 1-3-7】 と同じ

【資料 3-5-7】 学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表【資料 3-5-2】 と同じ

【資料 3-5-8】 平成 27 年度事務職員研修計画

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

複雑化している社会のニーズに対応した教学改革を進める上で、高度な知識や対応力を有する事務職員の配置が不可欠であり、教員と協働し改革に当たる必要がある。多様な学生に対して一定の学修成果を上げるためには、教員には自らの専門領域以外への理解、事務職員には教育としての視点からの支援や対応が求められ、双方ともにいっそうの努力が必要である。

情報収集と活用の点では、文教政策を注視し、本学院の特色をより活かす社会や教育界の最新情報、高等教育機関や本学院に求められる課題を、教員、事務職員全体で共有するとともに、個々の問題提起能力や課題解決能力の向上に努める。

そのためにも、次世代を担うリーダーの育成が急務であり、研修・指導を含め組織的な取り組みを強化する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21 (2009) 年度に十分な学生数を確保できなかったため、本学院は財政危機に陥った。そこで、平成 21 (2009) 年度から経営改善を目的として、日本私立学校振興・共済事業団の助言・指導を受けながら、平成 22 (2010) 年度に平成 26 (2014) 年度までの 5 か年間で、単年度の教育活動のキャッシュフローの黒字化と帰属収支差額均衡等を目標とした教学改革を含む中期事業計画（経営改善計画）を策定した。

【資料 3-6-1】

平成 22 (2010) 年度、平成 23 (2011) 年度はおおよそ計画どおり進捗したが、平成 24 (2012) 年度は学生生徒募集について当初計画を大きく下回った。しかしながら、平成 24 (2012) 年度から新給与制度への移行や各種諸手当の見直し等により財務的計画は達成することができた。平成 25 (2013) 年度以降も入学者数は引き続き計画を下回っているが単年度の財務的計画は達成されているので、入学者数の確保に向け募集活動の改善等を図っていく。【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】

教職員に対しては、本学院の常任理事会、評議会、事務職員連絡会議等で協議、報告された内容を各学校の会議で説明を行うことで入学者確保を目指すことの周知が図られている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

客観的に見て、いまだ安定した財務基盤の確立の途上である。平成 21 (2009) は法人全体の帰属収支差額は 3 億 6,000 万円の支出超過であり、人件費比率も高かったが、平成 22 (2010) 年度からの中期事業計画（経営改善計画）により財務状況は順調に改善が進み、平成 23 (2011) 年度以降は新規の借入金を起こしていない。【資料 3-6-4】

学生・生徒募集については、平成 22 (2010) 年度、平成 23 (2011) 年度は、大学、短大部の入学者を合わせてほぼ入学定員数を確保したが、平成 24 (2012) 年度以降は目標とする入学者数を確保できずにいる。しかし、平成 27 (2015) 年度に大学の人間社会学科が入学者数を大きく回復させており、大学の食物学科も近年は安定して入学定員を満たしていることから、目標達成に向けさらに努力していく。

今後は、安定した財務基盤確立のために、第 2 クール(平成 28(2016)年度～平 32(2020)年度)の中長期計画を早急に作成し、経営の安定化に努める。

また、安定した教育研究活動を継続し、経営基盤を強化するには外部資金の確保が必要となる。学生等納付金収入以外の科学研究費補助の増額や、その他各種団体補助金、地方公共団体からの補助金を獲得するため、学内における公募説明会の開催、補助金獲得のための情報収集を積極的に行っている。

寄附金事業については、各学校の教育研究環境の整備、学生生徒の奨学支援等、さらに教育体制を継続して充実することを目的とした基金を設けている。大学・短大部には「大学施設設備整備基金」【資料 3-6-5】、中学・高校には「校舎改築募金（英和会）」がある他、用途を特定せずに受け入れる法人全体での「かえで基金」【資料 3-6-6】がある。寄附金の受け入れ状況は「募金納入状況報告書（平成 26 (2014) 年度末）」のとおりである。【資料 3-6-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 学校法人静岡英和女学院経営改善計画平成 22 年度～平成 26 年度

【資料 3-6-2】 入学定員充足率の推移表

【資料 3-6-3】 平成 27（2015）年度事業計画書

【資料 3-6-4】 平成 26(2014)年度計算書類

【資料 3-6-5】 大学施設設備整備基金

【資料 3-6-6】 かえで基金設置要綱

【資料 3-6-7】 募金納入状況報告書(平成 26（2014）年度末)

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画に基づく目標を堅持し、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算編成を行っていく。また、引き続き業務効率化による経費の圧縮と外部資金の獲得を推し進める。何よりも地域、社会の課題に重点をおいた取組みを推進し、地域の地の拠点となりうる高等教育機関として、教学改革と充実した教育支援、地域貢献等を行っていく。そのためにも、安定した財務基盤を整備しつつ、適切な財政運営を図っていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院は、学校法人会計基準及び「静岡英和女学院経理規程」に則り、法人及び大学総務課等で会計処理がなされている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時、担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点があれば、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に問い合わせ指導、助言を受けている。【資料 3-7-1】

会計システムの目的別予算を利用し、予算管理を行っている。また、予算執行状況については四半期ごとに常任理事会へ報告し適切な執行管理がされているかを検証している。予算外支出については、部門内予算流用または予備費の支出により対応している。予備費については、毎年、予算上で「予備費(平成 27(2015)年度は 2,000 万円)」を計上し、予備費使用については理事長の承認を得てから執行することとなっている。予算外支出における予備費使用については、計上した予算内であることから、平成 26(2014)年度は補正予算を組む必要がない状況であった。【資料 3-7-2】

資金運用については、「資金運用規程」に基づき、必要に応じて資金運用委員会を開催し審議結果を常任理事会に報告している。【資料 3-7-3】【資料 3-7-4】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立監査人により私立学校振興助成法第 14 条第 3 号の規定に基づく監査を受けており、会計処理は適正になされている。

平成 26 (2014) 年度の会計監査では、2 人の公認会計士と 4 人の補助者によって、延べ 27 人で年間 5 日間実施された。【資料 3-7-5】監査は、当該年度の監査計画の説明から始まり、元帳及び帳票書類等の照合、現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。監事による業務監査でも同様に、業務の状況及び財産の状況についての監査を受け、業務改善に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】 学校法人静岡英和女学院 経理規程

【資料 3-7-2】 平成 26 (2014) 年度予備費申請一覧

【資料 3-7-3】 学校法人静岡英和女学院資金運用規程

【資料 3-7-4】 平成 26 (2014) 年度資金運用について

【資料 3-7-5】 平成 26 (2014) 年度会計監査日程と業務分担表

(3) 3-7 の改善・向上方策 (将来計画)

独立監査人の監査及び監事の監査は適切に行われており、独立監査人の監査報告書及び監事監査報告書でも明らかとなり、本学院の計算書類、財産目録は学校法人の財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制も整備され、厳正に実施されているが、会計関連業務や事務職員の能力、資質の向上を含め、今後もさらなる改善と体制強化を目指し努力する。

【基準 3 の自己評価】

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、単年度ごとの事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。これらを達成するための業務遂行が適正に行われているかをチェックする機能としての監査体制を整え、監事による監査、独立監査人による監査、ガバナンスの強化を図っている。

事務職員の能力、資質向上として「事務職員研修会」実施をはじめ、学外での研修会にも参加している。

環境問題、社会不安等に対処するための各種対策を講じており、節電、省エネルギー対策の実施、安全対策等を行っている。

財務基盤の安定化については、人件費と経費の適正な予算を確保しつつ、教育研究活動のキャッシュフローの黒字化と帰属収支差額均衡を引き続き満たしていくとともに、課題である入学者の確保に向けて経営改善計画に記した施策を実施していく。

また、学院として将来の教育ビジョンに向けて中期・長期計画を策定していく。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、また、独立監査人の監査を受け適正に実施されている。

上記のように、本学院の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、経営改善計画を策定し適正な組織、監査体制、会計処理がなされているが、今後も安定した財務基盤を維持すべく努力が必要である。

基準 4 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己点検の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検・評価について、短期大学部学則第 2 条では「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。【資料 4-1-1】さらに本規定に基づき「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価実施規程」【資料 4-1-2】を制定し、また当規程の第 6 条に基づき、「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」【資料 4-1-3】を設置して、自己点検及び評価を組織的に行っている。また、平成 27(2015)年度からは、短期大学部教授会で「静岡英和学院大学短期大学部の自己点検評価及び第三者認証評価の受審について」【資料 4-1-4】において具体的に定めたため、その決定事項に即して、自己点検・評価報告書を、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準に準じて作成し、公表することを明確にして、PDCA として実質的で組織的なものとしている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価実施委員会は、自主的に・自律的に自己点検・評価作業を行いその報告書を作成している。自己点検・評価実施委員会は、学長が委員長となり、副学長、学部長、学科長、宗教主任、図書館長、学生部長、教務部長、事務部長等で構成され、適切な自己点検・評価を行うことができる体制となっている。

自己点検・評価を PDCA として実質的に機能させるため、平成 26(2014)年度に自己点検・実施委員会を開催し、今後の進め方への学内意識の共通理解をし、平成 27(2015)年度には、自己点検・評価を年度内に実施することを明確にし、早期に改善点を見つけ、来年度に向け対応をすることを定めること、また、その自己点検・評価の実施体制についても見直しを行い、適切な体制を整備した。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検・評価の具体的な活動は、前回、大学機関別認証評価を財団法人短期大学基準協会で受審した平成 22(2010)年度であった。

一方、併設する大学も平成 22(2010)年度に財団法人日本高等教育評価機構受審した。

こうしたことから、事務局は大学・短期大学部で相違する双方のエビデンスデータを作成しており、その事務業務量に多大な時間を費やしていた。そこで、平成 27 年度の自己点検・評価実施委員会では、大学と短期大学部の合同で会議を開催し、自己点検・評価の実質的な運用を強化するために、短期大学部の大学機関別認証評価も、それまでの財団法人短期大学基準協会から公益財団法人日本高等教育評価機構に変更し、大学の認証評価の際に短期大学部も同時に受審することや、自己点検評価の実施周期を明確に 5 年とすること、さらに次回の大学機関別認証評価を平成 29(2017)年度とすることなど、自己点検・評価の具体的な事柄を明確に取り決め、これらは、大学と短期大学部の各教授会でも承認された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】静岡英和学院大学短期大学部 学則 (1 ページ) 【資料 1-1-1】 【資料 F-2】と同じ

【資料 4-1-2】静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程

【資料 4-1-3】静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

【資料 4-1-4】静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について

(3) 4-1 改善・向上方策 (将来計画)

今後も大学に対する社会からの要請や期待に応えるため、本学の建学の精神に基づき、大学の使命及び教育目的に沿って、自己点検・評価を適切に実施し、教育研究水準の維持向上を目指す。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学のエビデンスは、現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析・検討に基づいて様々な問題点や課題を見出すなど、評価点検の根拠として活用しており、改善すべき検討事項を明らかにすることを通じて、客観性の高いエビデンスを透明性の高い自己点検・評価を実施していると判断できる。

日本高等教育評価機構様式のエビデンスデータ集を作成し、客観性の高い自己点検評価を行っている。完成した報告書については、学内教職員ページで、公表したうえで、自己点検・評価実施委員会において記載内容の確認が行われたのちに、本学ウェブサイトに掲載し公表する。

【資料 4-2-1】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は、各種データを一元的に取り扱う部署は設けず、現状把握のために各部門が適切に必要な情報を収集して、それらを各委員会等で報告する形であったが、平成 27(2015)年度から IR 委員会を設置し、様々なデータを収集・整理・分析する体制を置いた。ここでは、全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育の質向上のため、PDCA サイクルを活用し、本学の教育研究活動の推進を図ることが求められている。

入学志願者の調査、新入生に対する調査、学生による授業評価アンケートや学生の満足度・達成度調査など、現状把握のために収集されたデータは、自己点検・評価の客観的根拠となっている。

【資料 4-2-2】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、自己点検・評価活動の結果を「自己点検報告書」としてまとめ、学内教職員専用ページでの学内共有を図るとともに、本学ウェブサイトにも掲載し社会へ公表している。

【資料 4-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 本学ウェブサイト 教職員ページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html>

【資料 4-2-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則【資料 2-2-14】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR (Institutional Research) を大学のミッションとその実現のための手段としての情報収集と分析と捉え、その様々なデータを収集・整理・分析する体制を組み合わせ、教育の質の向上を実現するため、平成 27(2015)年度、学内に IR 委員会を設置した。今後は、この委員会を通じて、全学的な取り組みと各学部、学科、委員会等が独自に検討する項目から集められたデータを分析し、学内の PDCA サイクルを活用しながら、最終的に教育の質保証を目指していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のため PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己判定）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のため PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価のサイクルの仕組みを確立し機能させることが重要であると考えている。具体的には、平成27(2015)年度から、中長期計画及び毎年度の事業計画に基づき、自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書にまとめ、そこで改善・向上が必要な事項を明らかにし、それらの項目を、自己点検・評価実施委員会において整理し、教授会に報告するとともに、改善・対応策が必要な各部門は、直ちに改善に向けた取り組みを検討し、対応することとなっている。このように、本学では組織全体の取り組みとして自己点検・評価が機能している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

平成27(2015)年度最初に開催した自己点検・評価実施委員会では、大学の自主的な質の保証のために自己点検・評価を実施することを明確にしたほか、PDCA サイクルを取組んだ組織的なものとするため、自己点検・評価実施委員会を中心に、そのもとで小委員会を設けて『自己点検評価書』を作成する体制も具体的に整備した。今後は、自己点検・評価の実施による改革活動をPDCA サイクルに対応して展開するために、自己点検・評価実施委員会において、問題提起された諸課題や改革案について、積極的に検討を行い、学長を中心にした経営会議へ提案していく体制を明確にし、一層の改善・改革を推進していく。

【基準4の自己評価】

本学では、教育活動の質保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に適切に実施する仕組みを明確にしている。

このために、現状把握に必要な調査や基礎データ及び資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果は、社会に公表することも明確にした。

教育研究組織が相互に有機的に連携したものとなっており、教育研究の改善と向上に結びつく仕組みが構築されている。このように、自らの自己点検・評価の結果を活用するためのPDCA サイクルの仕組みが確立していることで、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

Ⅳ. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. ボランティア活動

A-1 ボランティア活動の推進

《A-1 の視点》

A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

A-1-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己判定）

A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

本学は「愛と奉仕の実践」を建学の精神として掲げているが、その前身である静岡英和女学院短期大学より、情操教育、知性教育、実践教育を通じて、建学の精神の実現を目指す教育活動を推進してきた。平成14(2002)年の4年制大学創設に伴い、建学の精神の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心に全学的なボランティア活動の推進に取り組んできている。

ボランティアセンターの活動は、大学・短期大学部の各学科より選出された教員による組織「ボランティア委員会」およびボランティアコーディネーターが事業計画を立て、その具体的な実施にあたっては学生スタッフの立場で主体的に関わる学生たちの参画を得て企画・運営を行い、学内における取り組みとともに地域貢献に繋がる個人やグループの活動を積極的に支援している。

【資料A-1-1】

A-1-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

ボランティア活動の拠点として、学内に設置されたボランティアセンターには、ボランティアコーディネーターが常駐し、常に教員が組織するボランティア委員会とともに、学生主体のボランティア活動を支援している。

活動推進に関わる取り組みと、本センターが支援する学生主体のボランティア活動の取り組みの詳細、およびその他の取り組みについては、以下の通りである。

《ボランティアセンターの活動推進に関わる取り組み》

1) 活動の情報提供・調整

地域から寄せられる情報を学内掲示やチラシ・ウェブサイト等を通じて広報し、また教員の協力を得て授業やゼミで呼びかけるなど、様々な形で発信している。

2) 活動の広報・啓発

「ボランティア募集合同説明会」や静岡県ボランティア協会による「サマーショートボランティア小冊子」の配布により、学生たちの関心を高めたり、ボランティア活動に参加しやすい環境作りなどを行っている。【資料A-1-2】

大学祭「楓祭」では「ボランティア展」を開き、グループ活動を紹介する展示をし、地域の福祉施設・団体（ウィングハート、ワーク薬師、ベンチタイム、フォルテあしくぼ、穴原荘等）の方々に自主製品の販売や広報の場として活用していただき、学生、教職員だけでなく来場された一般の方々に向けても広く学生や地域の取り組みを伝え啓発に繋げている。2014年11月の学園祭では「生命のメッセージ展」を開催し、突然の事故や事件に巻き込まれて亡くなれた若者たちの遺品を展示し、生命や人と人との繋がりについて考える機会として、また被害に遭われた方々やそのご遺族に対しての支援活動に協力することを目的として開催した。

学生の様々な取り組みの様子については、参加学生の意欲の向上や一般学生の関心が向くようブログを通じて随時紹介している。

3) 個人・グループへの支援・相談受付

個人の参加に向けての相談やグループ立ち上げの支援、活動を軌道に乗せ継続していく上での支援、またグループ同士のネットワーク作りなどを行っている。年度末には「ボランティア交流報告会」を開催し、活動の振り返りや他の活動者との情報交換や交流を行うことで、更なる活動の充実や広がりを目指している。

4) 学習・研修機会の提供

学習・研修会として「ぼらんていあ・ランチセミナー」と「ボランティア講演会」がある。ボランティア講演会では、地域で活躍されている様々な分野の施設や団体の方々を招き、学生たちが思いや願いなどを身近に伺い深く知る機会を作り、その後の繋がりが生まれることを願って開催している。ランチセミナーに「フードバンク」鈴木和樹氏（NPO法人フードバンクふじのくに事務局次長）を招き、ボランティア講演会に「補助犬支援センター」川口氏や「いのちの電話」黒沼氏を招聘した。

【資料A-1-3】 【資料A-1-4】

5) 活動参加プログラムの創出

平成21(2009)年度から大学の地域貢献活動の一環として、また学生自身が大学および大学周辺に目を向け身近な環境に関心を持てるような機会としてエコウォークと「英和ECO大作戦」を実施した。第1～3回（5、7、12月）は約3キロの通学路及び周辺道路を清掃し、10月にはECO大作戦として近隣池田山団地の地域住民と共に公園清掃を行った。

【資料A-1-5】 【資料A-1-6】

《難民支援及び災害時支援の取り組み》

1) ブルンジ難民支援のための物資の収集活動

「ブルンジ難民支援の会」で活動されるルーテル菊川教会牧師夫妻のお話を伺ったことをきっかけに、平成17(2005)年に学内で難民支援のための物資の提供を呼び掛け収集活動が始まった。当初は宗教委員会主体で行っていた活動を、平成21(2009)年度からは学生グループ「絵本を贈る会」が引継ぎ、衣類や楽器の提供及び送料カンパを「チャペル・アッセンブリー・アワー」や授業を通じて広く呼び掛け、物資受付け・梱包作業などを担っている。2015年は、138点の物資（ダンボール3箱分）と、18,420円の送料支援を行うことができた。 【資料A-1-7】

2) 災害時の募金活動

国内外で大災害が発生した際には、学生スタッフが中心となり、随時募金活動に取り組んでいる。本学には、多くの外国人留学生が在籍していることから、自国の被災者支援のためにと、外国人留学生自ら募金の呼びかけを行う動きもあり、礼拝時や校舎の出入り口等で呼びかけを行い、集められた募金は、現地で支援活動を行う日本赤十字社や赤い羽根協同募金、NGO、被災学生家族などに届けている。

これまで、国内では東日本大震災や口永良部島新岳噴火災害海外ではセルビア洪水やエボラ出血熱感染やネパール大地震などの地震や緊急医療支援などの被災地支援に取り組んでいる。

3) ボランティア活動を実践する各グループ（サークル活動を含む）による活動

学生たちは、学内学外でグループを形成し、様々な分野でボランティア活動に取り組んでいる。

「絵本を贈る会」は、「絵本を届ける運動」を主催するNGOを通してアジアの国々に絵本を届けている。施設の行事に模擬店を出店したりフェアトレード商品の販売で資金作りを行い、その資金で購入した絵本に現地語の訳語シールの貼り付け作業をしNGOに託している。平成15(2003)年から始まり、これまで309冊の絵本を贈ることができている。

「カラフルパンチ」は、音楽ボランティアサークルとして児童・高齢者・障害者等の施設を訪問したり、子育て支援を行う団体等の企画に協力し、手遊びやパネルシアター・音楽を取り入れた公演活動を行っている。継続的な公演依頼をして下さる団体もあり、地域からの期待は大きなものがある。また保育課程で学ぶメンバーにとっては実践の中から多くのことを学び取ることができている。

「メイプルハンズ」は、手話に興味のある学生が集まり、外部の手話教室のボランティアに参加し活動している。

以上のグループ以外にも、緑化活動、発達障害児・者や更生施設で生活する子どものキャンプ、24時間テレビ、被災地の子どもとの集い、福祉施設での余暇支援などで活動が続けられている。各グループの活動が継続していけるよう、学生自ら「ボランティア募集合同説明会」や「ボランティア展」「ボランティア交流報告会」で後輩たちに活動を伝えていくとともに、ボランティアセンターでもその取り組みを支えている。【資料A-1-8】

《その他の取り組み》

1) 授業との連携

コミュニティ福祉学科の子育て支援事業「あちよぼ」や「はびねすEIWAカレッジ」で、実践的な場面を通して学びを深めるためボランティア体験学習を取り入れている。

【資料A-1-9】 【資料A-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会
規程

【資料 A-1-2】 ボランティア合同説明会 平成 27(2015)4 月 22 日

【資料 A-1-3】 平成 26(2014)年度ぼらんていあ・ランチセミナー

【資料 A-1-4】 平成 26(2014)ボランティア講演会

【資料 A-1-5】 ECO ウォーク

【資料 A-1-6】 平成 27(2015)年度英和 ECO 大作戦

【資料 A-1-7】 ブルンジ難民支援

【資料 A-1-8】 ボランティア交流報告会 2014

【資料 A-1-9】 学生による子育てぱま広場「みんなであちよぼ」

【資料 A-1-10】 はぴねす☆EIWA カレッジ 2014

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

ボランティア活動は、学生の自主性を重んじることが重要であり、学生に対する動機付けの観点求められる。そのために、ボランティア活動内容を学生に周知し、内容を理解してもらうことが求められる。現在、ウェブサイトやブログあるいは、大学内の放送、毎週水曜日に行われている礼拝時間を利用して、情報提供を学生自らが行っているが、今後も継続して、より多くの情報提供の場を見つけ出して、活用していく予定である。

また、新たなボランティア活動の場を見つけ出すために、本学の学生主体のボランティア活動について、活動内容を地域社会により多く知らせていくことも重要であり、その効果的な方法について検討していく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	短期大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表 F-3】	学科構成（学科・専攻課程、専攻科）	
【表 F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

静岡英和学院大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 静岡英和女学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	平成 28(2016)年 静岡英和学院大学短期大学部 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡英和学院大学短期大学部 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28(2016)年度 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015	
【資料 F-6】		
	履修要項・講義内容(2015)	
【資料 F-7】	事業計画書	
	平成 27 年度 事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	平成 26 年度 事業報告書	
【資料 F-9】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ・キャンパスマップ(2016 年大学案内より)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人静岡英和女学院 規程集目次	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	平成 27(2015)年度静岡英和女学院 理事・監事・評議員	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部 学則【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-2】	静岡英和学院大学短期大学部 大学要覧	
【資料 1-1-3】	大学ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/	
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE（学生便覧）2015【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-5】	履修要項・講義内容（2015）【資料 F-6】と同じ	
【資料 1-1-6】	大学ウェブサイト 学長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/university/gaiyo/aisatsu.html	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	静岡英和学院大学短期大学部 学則【資料 F-3】【資料 1-1-1】と同じ	
【資料 1-2-2】	静岡英和女学院 寄附行為【資料 F-1】と同じ	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	大学ウェブサイト 本学の 3 つのポリシー(短期大学部)ページ	

静岡英和学院大学短期大学部

	http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	
【資料 1-3-2】	CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 4 ページ【資料 1-1-4】と同じ	
【資料 1-3-3】	広報誌「Maple 通信」	
【資料 1-3-4】	広報誌「EIWA UNIVERSE」	
【資料 1-3-5】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画 経営改善計画骨子(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度)	
【資料 1-3-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	
【資料 1-3-7】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	
【資料 1-3-8】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則	
【資料 1-3-9】	2015 年度 (前期) 学科別委員等一覧	
【資料 1-3-10】	静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入試要項	
【資料 2-1-2】	入学者選考規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 (1 ページ)	
【資料 2-2-2】	大学ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gaiyo/seiku.html	
【資料 2-2-3】	CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 短大部のポリシー (5 ページ)	
【資料 2-2-4】	大学ウェブサイト (現代コミュニケーション 卒業要件単位数表) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gakugyo/pdf/tanig.pdf	
【資料 2-2-5】	大学ウェブサイト (食物 卒業要件単位数表) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gakugyo/index.html	
【資料 2-2-6】	平成 24 年度「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の資料	
【資料 2-2-7】	履修要項・講義内容 (2015) 第 2 章 (15～40 ページ)	
【資料 2-2-8】	大学ウェブサイト (シラバス) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/syllabus/#junior_c	
【資料 2-2-9】	CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 第 5 章 奨学金等について (22～24 ページ)	
【資料 2-2-10】	大学ウェブサイト (成績評価について) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/gakugyo/pdf/ejry_05.pdf	

静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-2-11】	履修要項・講義内容 (2015) 第2章 教育課程 (34 ページ)	
【資料 2-2-12】	履修要項・講義内容 (2015) 第2章 教育課程 (35 ページ)	
【資料 2-2-13】	履修要項・講義内容 (2015) 第1章 履修要項 (4 ページ)	
【資料 2-2-14】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	2015 年度 「授業公開」の参観ご案内	
【資料 2-3-2】	2014 年度 資格取得支援について	
【資料 2-3-3】	履修要項・講義内容 (2015) 第2章 履修要項 (13 ページ)	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	履修要項・講義内容 (2015) 第1章 (13~14 ページ)	
【資料 2-4-2】	履修要項・講義内容 (2015) 第2章 (15 ページ)	
【資料 2-4-3】	履修要項・講義内容 (2015) 第2章 (28 ページ)	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 27 (2015) 年度 授業要目	
【資料 2-5-2】	キャリア支援課が行う支援について	
【資料 2-5-3】	キャリア支援・就職支援講座について	
【資料 2-5-4】	留学生への就職支援について	
【資料 2-5-5】	平成 26 (2014) 年度保護者向け就職説明会・実施結果について	
【資料 2-5-6】	業界勉強会について	
【資料 2-5-7】	県内短大生のための合同企業説明会について	
【資料 2-5-8】	資格取得支援について【資料 2-3-2】と同じ	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2014 年度 現代コミュニケーション学科卒業生 就職先及び採用職種	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】		
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 2-8-2】	静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程	
【資料 2-8-3】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程	
【資料 2-8-4】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規	
【資料 2-8-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用の関する申し合わせ	
【資料 2-8-6】	静岡英和学院短期大学部教員任用基準	
【資料 2-8-7】	理事会会議次第及び議案 (H27. 3. 30 開催)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015 第21章 キャンパス案内	
【資料 2-9-2】	静岡英和学院大学 バリアフリー化計画	
【資料 2-9-3】	2015 年度地震防災避難訓練実施要領	
【資料 2-9-4】	2014 年度火災避難訓練実施要領	

静岡英和学院大学短期大学部

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-2】と同じ	
【資料 3-1-2】	平成 27(2015)年度法人組織図【図 1-3-1】と同じ	
【資料 3-1-3】	理事会議案 (H27(2015)3月30日開催)	
【資料 3-1-4】	静岡英和女学院規程集目次	
【資料 3-1-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程	
【資料 3-1-6】	本学の公的研究費の不正使用防止に対する取組みについて	
【資料 3-1-7】	2015年度の節電対策について	
【資料 3-1-8】	静岡英和女学院の個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-9】	静岡英和女学院セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-10】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 3-1-11】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部自衛消防隊要綱	
【資料 3-1-12】	2015年度地震防災避難訓練実施要領【資料 2-9-3】に同じ	
【資料 3-1-13】	2014年度火災避難訓練実施要領【資料2-9-4】に同じ	
【資料 3-1-14】	静岡英和女学院ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.jp/	
【資料 3-1-15】	大学ウェブサイト 学部・学科案内ページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/junior_c/	
【資料 3-1-16】	CAMPUS GUIDE (学生便覧) 2015【資料 F-5】【資料 1-1-4】に同じ	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人静岡英和女学院 寄附行為(1~5 ページ)【資料 F-1】【資料 1-2-2】【資料 3-1-1】と同じ	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料1-3-7】と同じ	
【資料 3-3-2】	静岡英和学院大学 学則【資料F-3】【資料1-1-1】【資料1-2-1】と同じ	
【資料 3-3-3】	静岡英和学院大学教授会規則【資料1-3-8】と同じ	
【資料 3-3-4】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料1-3-6】と同じ	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-2】【資	

静岡英和学院大学短期大学部

	料 3-1-1】【資料 3-2-1】と同じ	
【資料 3-4-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-6】【資料 3-3-4】と同じ	
【資料 3-4-3】	大学評議会次第（2015 年 3 月開催）	
【資料 3-4-4】	広報誌 MAPLE 通信【資料 1-3-3】と同じ	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	静岡英和女学院事務組織及び事務分掌規程【資料 1-3-10】と同じ	
【資料 3-5-2】	学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表	
【資料 3-5-3】	学校法人静岡英和女学院寄附行為【資料 F-1】【資料 1-2-2】【資料 3-2-1】と同じ	
【資料 3-5-4】	平成 26（2014）年度 事務職員連絡会議 開催状況表	
【資料 3-5-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則【資料 1-3-6】【資料 3-3-4】と同じ	
【資料 3-5-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則【資料 1-3-7】と同じ	
【資料 3-5-7】	学校法人静岡英和女学院 事務分掌一覧表【資料 3-5-2】と同じ	
【資料 3-5-8】	平成 27 年度事務職員研修計画	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人静岡英和女学院経営改善計画平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度	
【資料 3-6-2】	入学定員充足率の推移表	
【資料 3-6-3】	平成 27（2015）年度事業計画書	
【資料 3-6-4】	平成 26（2014）年度計算書類	
【資料 3-6-5】	大学施設設備整備基金	
【資料 3-6-6】	かえで基金設置要綱	
【資料 3-6-7】	募金納入状況報告書（平成 26（2014）年度末）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人静岡英和女学院 経理規程	
【資料 3-7-2】	平成 26（2014）年度予備費申請一覧	
【資料 3-7-3】	学校法人静岡英和女学院資金運用規程	
【資料 3-7-4】	平成 26（2014）年度資金運用について	
【資料 3-7-5】	平成 26（2014）年度会計監査日程と業務分担表	

静岡英和学院大学短期大学部

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部 学則 (1 ページ) 【資料 1-1-1】 【資料 F-2】と同じ	
【資料 4-1-2】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-3】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	
【資料 4-1-4】	静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	本学ウェブサイト 教職員ページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/cgi-bin/staff/index.html	
【資料 4-2-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大短期大学部 IR 委員会規則【資料 2-2-14】と同じ	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】		

基準 A. ボランティア活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. ボランティア活動		
【資料 A-1-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 ボランティア委員会規程	
【資料 A-1-2】	ボランティア合同説明会 平成 27(2015)4 月 22 日	
【資料 A-1-3】	平成 26(2014)年度ぼらんていあ・ランチセミナー	
【資料 A-1-4】	平成 26(2014)ボランティア講演会	
【資料 A-1-5】	ECO ウォーク	
【資料 A-1-6】	平成 27(2015)年度英和 ECO 大作戦	
【資料 A-1-7】	ブルンジ難民支援	
【資料 A-1-8】	ボランティア交流報告会 2014	
【資料 A-1-9】	学生による子育てばばママ広場「みんなであちょぼ」	
【資料 A-1-10】	はぴねす☆EIWA カレッジ 2014	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。